

めざすまちの姿

森林は、水源涵養、山地崩壊防止、大気の浄化作用など、私たちが生活を営むうえで欠かすことができない公益的な役割を担っており、その機能が発揮できるよう森林環境が整備されたまちをめざします。

現状と課題

本市の森林面積は、総面積の約9割を占めていますが、木材価格の低迷、後継者不足などにより近年放置林が増加し、治水能力の低下をはじめ森林の持つ公益的機能への影響が懸念されています。さらに、民有林の人工造林は約7.3%、そのうち樹齢16年から45年までの間伐期に入っているものは約5.9%となっており、適正な森林整備が急務となっています。

このため、除間伐などの計画的・段階的な森林施業を進めていくとともに、複層林や針広混交林への転換を図るなど、災害に強い森林づくりを進める必要があります。

また、安らぎと癒しの空間であるしそう森林王国拠点エリアや国見の森公園などの貴重な地域資源の利活用を促進し、自然とふれあい共生することができる豊かな地域社会づくりを啓発する必要があります。

さらに、地域の伝統や文化を支え、人々の生活と密接に関連してきた里山は、適正な下刈りや伐採がなされず、豊かな機能を失っており、里山林の保全活動を進めることが必要となっています。

まちづくりアンケート調査結果

市内の森林が適切に管理・保全されていると思う市民の割合	平成22年度 45.6%
-----------------------------	-----------------

行政と市民等の役割

行政が果たす役割	市民等に期待される役割
<ul style="list-style-type: none"> ●森林の公益的機能が発揮できるよう森林環境の保全に努めます。 ●しそう森林王国拠点エリアを核とし、森林文化の振興に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●森林の公益的機能を理解し、森林環境の保全に努めましょう。 ●生活環境に身近な里山の保全に努めましょう。

取り組みのあらまし（個別施策の展開）

1 森林環境の保全

- 針広混交林への転換を図り、公益的機能が発揮される森林づくりを進めます。
- 倒木処理対策や防災林対策などに取り組み、災害に強い森林づくりを進めます。
- 保安林制度や林地開発許可制度などを適正に運用することにより、森林の適切な保全や利用の促進を図ります。
- 森林環境保全の証であるSGEC森林認証制度の取得を推進します。

2 森林文化の振興

- 財団法人しそう森林王国協会を中心に、環境学習、森林体験及び森林ボランティア活動等の様々な取り組みを展開します。
- しそう森林王国拠点エリアが県民全てのオアシスとして位置づけられるよう啓発に努めます。
- 里山を生活環境の保全や身近な自然とのふれあいの場として活用するため、地域住民やボランティア団体等による保全活動を推進します。
- 貴重な文化資源である巨樹・巨木の保存に努めるとともに、希少植物・希少動物を把握し、保全・保護に努めます。

- 貴重な文化資源である巨樹・巨木の保存に努めるとともに、希少植物・
希少動物を把握し、保全・保護に努めます。

5

重点事業

針広混交林整備促進事業 森林整備地域活動支援交付金事業 公有林整備事業 分収育林事業 環境対策育林補助金事業 しそう森林王国活用事業 市民森林推進事業 里山ふれあい森づくり事業



まちづくり指標

指標名	単位	H21年度 現況値	H23年度 目標値	H25年度 目標値	H27年度 目標値
災害に強い森林づくり(森林整備)	ha/年	184	200	200	200
災害に強い森林づくり整備(針広混交林の転換・ 里山整備箇所数 累計)	箇所数	2	5	8	11
森林認証の取得数(累計)	件	2	3	4	5
国見の森公園の来場者	人/年	36,000	37,000	38,000	39,000

めざすまちの姿

揖保川と千種川の源流のまちとして、清流が保全され、水と親しむ水辺の空間が整備されたまちをめざします。

現状と課題

本市を流れる揖保川と千種川は清流として全国にも有名であり、特に上流部は渓谷美、紅葉の名所として、優れた景観を形成しています。

この美しい景観を保全するためには、市民一人ひとりが自分たちのまちの河川を大切にする意識を持つことが求められます。各自治会をはじめ市民との協働による河川維持活動とともに、自然環境に配慮した護岸整備や水辺の生物の生息環境の復元などが必要です。

市街地の大きな自然空間である河川敷では、水辺の魅力を最大限に引き出し、地域交流の拠点となる、にぎわいのある水辺の空間づくりが求められています。さらに、自然景観に恵まれた引原ダム湖（音水湖）を活用したカヌー事業を展開し、都市住民の人口流入などによる地域の活性化も求められています。

取り組みのあらまし（個別施策の展開）

I 清流の保全

- 身近にある河川の素晴らしさを周知するとともに、クリーン作戦などにより美化意識の醸成に努めます。
- 水辺の生物の生息状況を把握するとともに、メダカ・ホタルなどの水辺の生物の保護に努めます。

2 水辺空間の活用

- 山崎町今宿・中広瀬の親水空間の整備の早期完成に向け国・県へ積極的な要望を働きかけます。
- 引原ダム湖（音水湖）を活用したカヌー体験事業を展開し、地域活性化の拠点施設として推進します。

重点事業

河川美化活動推進事業 カヌー体験事業、かわまちづくり事業



行政と市民等の役割

行政の果たす役割	市民等に期待される役割
●揖保川と千種川の清流の保全に努めます。	●自治会及び各種団体によるクリーン作戦に参加しましょう。
●地域住民や各種団体との連携によるクリーン作戦を推進します。	●ポイ捨てや不法投棄防止に向けた地域の取り組みが期待されます。
●水辺の景観や親水に配慮した河川整備や湖面利用を進めます。	

まちづくり指標

指標名	単位	H21年度 現況値	H23年度 目標値	H25年度 目標値	H27年度 目標値
河川清掃参加世帯数	世帯/年	11,980	13,000	13,600	14,200
揖保川水質状況 (BOD値)	mg/ l	1.0	0.9	0.9	0.9
千種川水質状況 (BOD値)	mg/ l	0.9	0.8	0.8	0.8
カヌー利用者数	人/年	5,135	8,400	11,800	12,000

BOD：生物化学的酸素消費量。一般的な水質表示の一つで、水中の有機物質の量を、その酸化分解のために微生物が必要とする酸素の量で表したもの。自然環境の保全を要する水域に適用される最も厳しいAA類型は1 mg/lとなっています。

めざすまちの姿

棚田や遊休農地が保全、活用され、四季折々の美しい田園景観が形成されたまちをめざします。

現状と課題

近年、中山間地域では、高齢化、後継者不足などから耕作されずに荒れしていく棚田や遊休地が年々増えています。

特に棚田は、雨水を一時的に貯め下流域への洪水や土砂の流失を防いだり、水源かん養の効果があるほか、多様な生き物の棲み家となり生態系を保全する役割を果たしています。

このような棚田が持つ多面的・公益的な機能について市民への理解を促し、棚田保全活動の取り組みが必要となっています。

さらに、遊休農地の荒廃防止策として、紅花やコスモスなどの景観形成作物の植栽などの取り組みが必要となっています。

行政と市民等の役割

行政の役割	市民等に期待される役割
<ul style="list-style-type: none"> ●棚田や遊休農地の適正な管理を推進するとともに、田園景観の形成を支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●棚田の多面的・公益的な役割を理解し、適正な保全に努めましょう。 ●遊休農地の適正な管理に努めましょう。

取り組みのあらまし（個別施策の展開）

I 田園景観の保全

- 棚田は、農業の生産活動を通じて、環境の保全、美しい農村の景観の形成、伝統文化の継承など、多くの機能を有しており、棚田の保全活動を支援します。
- 遊休農地を保全する取り組みとして、紅花、レンゲ、コスモス、菜の花、ひまわり、チューリップ等を栽培し、美しい花の咲く田園景観の形成を進めます。

重点事業

中山間地域直接支払交付金事業 農地、水、環境保全向上対策事業
ふるさと水と土ふれあい事業



まちづくり指標

指標名	単位	H21年度 現況値	H23年度 目標値	H25年度 目標値	H27年度 目標値
田園景観保全に取り組む団体	団体/年	122	126	126	126

めざすまちの姿

市民、事業者及び行政が一体となり、資源が循環する持続可能なまちをめざします。

現状と課題

私たちの社会は、大量生産・大量消費・大量廃棄によって豊かさを求めてきました。しかしその結果、石油などの化石資源の枯渇、廃棄物の増大や処分場の不足など深刻な社会問題となっています。

限られた資源が最適に使用され、廃棄物を資源として最大限に活用することにより発生を抑制し、環境への負荷をできる限り軽減し、資源が循環するまちづくりを推進する必要があります。そのためには、普及啓発や環境教育を充実するとともに、地域社会における環境改善活動を推進し、市民と事業者及び行政が一体となり取組みを進めることが重要となっています。

さらに、低炭素社会の実現に向けた太陽光などの再生可能エネルギーの利用促進や、省エネルギーの推進に加えて、本市の最大の資源である木質バイオマス資源のエネルギー活用について、先導的な技術導入や市民生活における導入に向けた取組みが重要な課題となっています。

また、西播磨広域ごみ処理施設の稼働に向けて、ごみの減量化と再資源化を図るためのごみ分別や収集方法など、新たなシステムの構築が必要となっています。

宍粟市ごみ排出量の推移

(単位：トン)



行政と市民等の役割

行政の役割	市民等に期待される役割
●ごみ処理に関わる環境影響を低減し、資源が循環するシステムを構築します。	●市民一人ひとりが消費者であり、ごみの排出者であることを認識し、ごみの減量化と再資源化に取組むことが期待されます。
●住民参加型のごみ処理システムを構築することにより、資源循環への住民意識の向上を図ります。	●家庭におけるエネルギー使用量の削減に努めるとともに、積極的に再生可能エネルギーの導入を進めることができます。
●再生可能エネルギーの利用促進、地域におけるエネルギー自給の確立に向けた社会条件の整備をすすめます。	

取り組みのあらまし（個別施策の展開）

I 低炭素社会の形成促進

- 二酸化炭素の排出量の削減に向け、市民、事業者と一体的に取り組み、啓発に努めます。
- 木質バイオマスをはじめとする再生可能エネルギーの普及促進を図ります。

2 廃棄物の減量化と再資源化の推進

- 地域におけるリサイクル活動に対し支援します。
- 家庭ごみの分別収集の徹底と廃棄物の発生抑制、再使用や再利用の普及・啓発に努め、一般廃棄物の減量化と再資源化を図ります。
- にしりま循環型社会拠点施設の分別方法に基づき、ごみステーションの設置と収集運搬方法を構築します。
- 分別収集したごみの適正処理や再資源化を図るために、播磨科学公園都市において、3市2町で進めているにしりま循環型社会拠点施設の早期完成に努めます。

重点事業

生ゴミ減量化促進事業・リサイクル資源集団回収事業・再生可能利用促進
事業



まちづくり指標

指標名	単位	H21年度 現況値	H23年度 目標値	H25年度 目標値	H27年度 目標値
再生可能エネルギー導入件数	件/年	130	210	290	370
(設置によるCO ₂ 削減量)	kg/h	180	305	430	554
市民一人あたりのごみ排出量	(g/人・日)	559	571	572	574
市民一人あたりの再資源化回収量	(g/人・日)	125	136	138	139
ごみ再資源化率	%	22.4	23.8	24.1	24.2

めざすまちの姿

市民・地域・行政が連携し、住宅周辺や道路、公園などの日常生活空間の環境が保全され、市民が快適な生活を送ることができるまちをめざします。

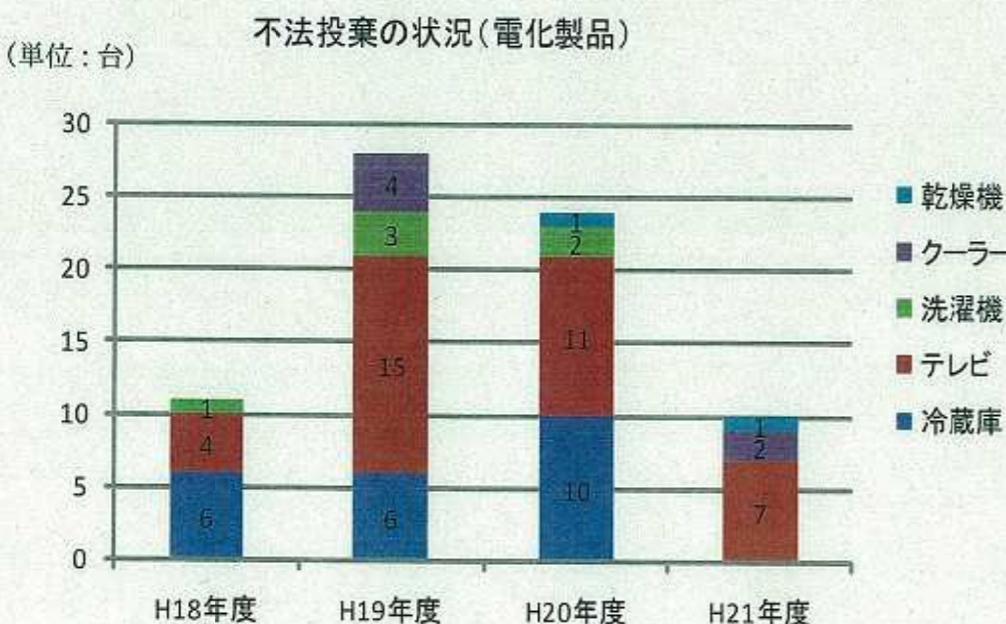
現状と課題

住宅周辺や歩道、道路、公園などの日常生活空間については、快適な生活景観に対するニーズの高まりから、道路沿線・公園などの花木の植栽、地域美化活動など環境保全活動への取り組みが広まっています。

しかしながら、一方では、幹線道路沿線や観光施設周辺で空き缶やたばこの吸い殻などポイ捨ては、後を絶たない状況であるとともに、不法投棄についても、河川敷、山林、農用地などの常習箇所に啓発看板を設置しているものの、建築廃材・家電品等の投棄が後を絶たない状況になっており、その防止対策が課題となっています。

また、最近のペットブームを反映して、飼い犬や飼い猫などのペットに関するトラブルが急増し、飼い主のしつけや飼育マナーの向上を図っていく必要があります。

さらに、本市の自然と豊かな集落景観を保全するため、屋外広告物の規制に対し、正しい知識の普及を図るとともに、規制の適正化を進める必要があります。



まちづくりアンケート調査結果

住宅周辺や身近な道路など良好な景観が形成されていると思う市民の割合
平成22年度 65.5%

行政と市民等の役割

行政の役割	市民等に期待される役割
●ポイ捨て条例に基づき、空き缶やたばこの吸い殻などのポイ捨て禁止の周知を図ります。	●住みやすい地域社会の形成に向け、ポイ捨て防止の取り組みが期待されます。
●不法投棄対策として、パトロールの強化と啓発に努めます。	●不法投棄未然防止のため、早期発見・早期対応に努めることが期待されます。

取り組みのあらまし（個別施策の展開）

I 住みよい日常生活空間の保全

- 宍粟市空き缶等のポイ捨ての防止に関する条例に基づき、空き缶・たばこのポイ捨ての防止を促進するとともに、観光パンフレットでのごみの持ち帰りに対する啓発を推進します。
- ペットの飼い主に対し、しつけや飼育マナーの向上を求める啓発に努力するとともに、特定外来生物の飼育・譲渡等の法的規制について正しい知識の普及を進めます。
- 花と緑のまちづくり運動など、地域、各種団体が実施する身近な生活景観の保全を引き続き支援します。
- 屋外広告物について、正しい規制知識の普及啓発を図るとともに、適正な規制を実施します。
- 不法投棄対策マニュアルを策定し、市民・土地所有者・地域が共通した認識のもとで対策を推進します。

重点事業

ポイ捨て禁止対策事業・不法投棄防止対策事業、屋外広告物監理・指導事業



まちづくり指標

指標名	単位	H21年度 現況値	H23年度 目標値	H25年度 目標値	H27年度 目標値
不法投棄件数	件/年	26	20	18	16
屋外広告物指導件数	件/年	21	20	15	10

めざすまちの姿

市民一人ひとりが、資源が循環するまちづくりの担い手であることを認識し、環境問題についての正しい理解と環境保全を実践するまちをめざします。

現状と課題

都市・生活型公害や地球環境問題に代表される現在の環境問題を改善していくには、人々が物質的豊かさや利便性を求める生活から省資源・省エネルギー、ものを大切にするなど環境を大事にしようとする価値観に基づいた生活に替えていく必要があります。

地球規模の環境問題は、漠然としており、身近にとらえることが難しいのも事実です。このため、市民、事業者、市民団体などに環境情報を積極的に提供することにより、環境問題を暮らしの問題として身近に感じる機会を増やしていく必要があります。

すでに学校教育や家庭教育、生涯学習などにおいても、環境問題は幅広く取り上げられていますが、市民一人ひとりが環境問題について理解を深め、環境保全を進める担い手であることの認識が十分であるとはいえないのが現状です。

また、都市部と比較して良好な自然環境ゆえに市民の環境に対する問題意識が低い一面もあることから、まちを抱く豊かな環境を将来へ守り伝えることが重要であることも認識していかなければなりません。

このため、様々な機会を通じて環境に関する教育や学習を実施し、市民、事業者、市民団体、学校、行政が各々の立場で環境保全に積極的・主体的に取り組んでいくことが求められています。

6節 環境教育の推進

まちづくりアンケート調査結果

日頃から環境に配慮した行動を中心 がけている市民の割合	平成22年度 91.1%
--------------------------------	-----------------

行政と市民等の役割

行政の役割	市民等に期待される役割
●環境保全に対する意識の高揚を図るため、環境教育を推進します。	●環境学習により自らが学んだ成果・知識を活かし、地域社会に還元することを期待します。

取り組みのあらまし（個別施策の展開）

I 生涯を通じた環境教育の推進

- 学校教育や社会教育、生涯学習など、様々な場面で環境に関する教育や学習を実施することにより、市民の環境保全に対する意識の高揚を図ります。
- 環境教育の指導者を育成・支援します。
- 環境学習基本指針を策定し、環境教育・学習を体系的・総合的に推進します。
- 市内の自然環境資源を活用した学習プログラムの作成と、環境体験学習拠点の整備・充実に取組みます。

重点事業

体系的な環境学習の推進 自然環境資源を活用した環境学習の推進



まちづくり指標

指標名	単位	H21年度 現況値	H23年度 目標値	H25年度 目標値	H27年度 目標値
環境講座参加者数	人/年	339	400	600	800
環境配慮行動を心がけている市民の割合	%	—	100	100	100
環境教育に関する市民満足度	%	—	100	100	100
環境学習の講師派遣等の支援	団体/年	2	5	10	15

1節

農業の振興

めざすまちの姿

耕作放棄地対策に取り組み効率的で安定的な農業が営まれ、地域の特色ある農産物が栽培されるまちをめざします。

現状と課題

平成21年度に実施した「耕作放棄地全体調査」では、市内総農地面積(2,838ha)のうち14.1%(401ha)が耕作放棄地であることが明らかとなりました。

この背景には、農家数の減少や農業従事者の高齢化・後継者不足といった問題があります。このため、認定農業者制度の普及や意欲ある農業者の育成を図るとともに、集落営農組織の育成・強化の推進、さらに、UJITURN希望者や団塊世代の帰農者受入れ態勢の充実を図る必要があります。さらに、農産物の生産性や効率性の向上を図るために、農地の利用集積や優良農地の保全、農業用基盤・土地改良施設の改良などを進める必要があります。

食の安全の確立、消費者の安心と信頼性の向上、地域農業と地域経済の振興を図るために、地産地消の取り組みがさらに必要となっています。

また、市内の農畜産物を特化した「宍粟ブランド」を確立することにより、県内・全国へ積極的にアピールするとともに、販路の拡大へつなげていく必要があります。



資料：農林業センサス

まちづくりアンケート調査結果

市の農業振興の取り組みについて、平成22年度評価している市民の割合 28.0%

行政と市民等の役割

行政の役割	市民等に期待される役割
<ul style="list-style-type: none"> ●後継者、担い手育成・確保に努めます ●農業生産基盤・経営基盤の確立に向け支援します。 ●農畜産物の生産・加工の振興を図り、「宍粟市特産品ブランド認証制度」を確立します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●耕作放棄地の解消に努めましょう。 ●遊休農地については、積極的に農地として活用しましょう。

取り組みのあらまし（個別施策の展開）

1 後継者、担い手の育成・確保

- 認定農業制度の普及啓発を図るとともに、担い手となる農業者の育成、集落営農組織の育成・強化を推進します。
- 市内の空家情報を提供するなど、UJITURN希望者や団塊世代の帰農者の受入れ態勢の充実を図ります。
- 兼業農家や新規就農者の育成・自立を図るため、専業農家や関係機関と連携を密にしながら、農業経営に関する情報発信に努めます。

2 生産基盤・経営基盤の整備促進

- 担い手への農地の利用集積や優良農地の保全、農業用基盤・土地改良施設の改修・改良を実施し、農産物の生産性や効率性の向上を推進します。
- 農業近代化資金や農業改良資金等制度資金の周知、農業機械等の導入に

に対する補助事業を実施するなど、認定農業者への経営基盤の支援を推進します。

- 農地相談事務、農地パトロールを充実させることにより、農地を適正に管理します。
- 有害鳥獣等の捕獲や防護柵の設置により農産物の被害を防除します。

3 農畜産物の生産振興と地産地消の推進

- 「野菜生産の振興」「果樹生産の振興」「畜産の振興」に対する方針を明確にします。また、生産者、関係団体との連携を図り、方針に基づく事業展開を進めます。
- 市産食品（農、畜、水産物及び加工食品）等をブランド化するための「宍粟市特産品ブランド認証制度」を確立します。
- 多品目周年生産の体制づくりを構築し地産地消を推進します。
- 食品産業と学校給食における地場農産物の利用拡大に努め、地産地消を推進します。
- 道の駅、農産物直売施設など地産農作物の販路の確保に努めます。
- 農作物の生産から加工・販売に至るまで一元化し、地産地消の推進に努めます。

重点事業

地域農業活性化総合支援班事業、農地集積円滑化促進事業、新規就農者の受入体制の構築、農地集積加速化基盤整備事業、宍粟市特産品ブランド認証制度の創設、農産物直売施設等による直売の拡大、経営体育成整備事業

まちづくり指標



指標名	単位	H21年度 現況値	H23年度 目標値	H25年度 目標値	H27年度 目標値
認定農業者数	人/年	29	29	31	33
集落営農組織	団体/年	—	1	2	3
耕作放棄田率	%	14.1	13.5	12.9	12.4
有害駆除頭数	頭/年	861	1,000	1,000	1,000

2節 林業の振興

第2章

2節

林業の振興

めざすまちの姿

市内の林業従事者が確保・育成されるとともに、生産性の高い森林造成が整備され、木材を安定して供給できるまちを目指します。

現状と課題

将来的に輸入材の減少が危惧されるなか、国産材の自給率アップが緊急の課題となっている一方で、木材価格の低迷で依然として林業経営は厳しい状況に置かれています。また、林業従事者の高齢化及び担い手不足、不在森林所有者の増加により森林の荒廃が進んでいます。

このような情勢のなか森林の伐採・搬出などのコストを抑制するため、小規模森林等を集約化した低コスト経営団地を整備する必要があります。さらに、林道及び作業道等の林内路網整備と高性能林業機械の導入を推進し、森林施業の効率化・合理化を図ることが求められています。

林業の活性化を図るうえでは、林業従事者の確保・育成が必要不可欠であり、林業への新規就労を促進するために、雇用情報の提供・支援を進めていく必要があります。

また、森林組合においては、組織体制及び経営基盤の強化、森林組合への加入を促進する一方、施業意欲が減退した森林所有者に代わり森林施業を行い、地域全体の森林管理を進めていく必要があります。

県産木材をはじめ、穴栗材の利活用を拡大するため、既存の木材市場の販路を活用するとともに、「品質・価格・供給力」を備えた、新たな木材の流通システムの構築が必要となっています。このため、原木の集積から製材加工が一体となった「県産木材供給センター」の安定・充実を図る必要があります。また、市内における住宅建築に穴栗材の利活用を推進するとともに、全国へ「穴栗ブランド」の情報発信を行うなど、販路拡大に向けた取り組みが必要となっています。



まちづくりアンケート調査結果

市の林業振興の取り組みについて 平成22年度
て、評価している市民の割合 21.9%

行政と市民等の役割

行政の役割	市民等に期待される役割
●団地化された生産性の高い森林の造成や、機械化等による経営能力の高い林業経営者の育成を推進します。	●所有している森林の施業計画を作成し、計画的な管理が期待されます。
●林業への新規就労者の育成と支援をします。	
●「しそう can」や「森林見学ツアー」等のイベントを通じて、穴栗材をPRします。	

取り組みのあらまし（個別施策の展開）

I 生産性の高い森林造成の促進

- 低コストで木材生産が行える低コスト経営団地の整備を推進するとともに、低コスト経営団地に取り組む経営体を育成します。
- 林道及び作業道等の林内路網整備を進めることにより、森林施業の効率化を推進します。
- 高性能林業機械による低コスト間伐作業等を行い、山土場において用途・需要に応じた選木が行える高い能力を有した高能率作業班を育成します。

2 林業の担い手育成と強化

- U・J・Iターン者を含む森林の保全・整備に意欲を持つ若者等に対して、安全で効率的な林業の技術と技能を習得するための研修等を行うとともに、就業準備に要する資金の貸付などにより、林業への就業を促進します。
- 森林組合の健全な経営を確立するため、経営改善等による組織体制、経営基盤の強化を進めます。また、森林組合への加入促進を図るとともに、離村や世代交代等により施業意欲が減退した森林所有者の森林施業を担い、地域全体の森林管理を推進します。

3 宍粟材流通の整備促進

- 住宅建築に対し宍粟材の活用を促進します。
- 宍粟材製品の消費者ニーズを把握し、製品の品質向上や品揃えを図ります。
- 共同展示販売施設の充実を図るとともに、イベント事業、ホームページにより宍粟材のPRを推進します。また、宍粟の森林見学ツアーを実施し、新たな消費者の開拓にもつなげていきます。
- 既存の木材市場との整合、役割分担を図るとともに、原木の集積から製材加工までを一体化した県産木材供給センターの事業化を推進します。

重点事業

林業施設整備事業、地元管理道補修工事補助金事業、しそうの森整備補助金事業、高性能林業機械購入補助金事業、生産森林組合連絡協議会助成金事業・生産森林組合経営支援事業・宍粟材推進会議活動事

まちづくり指標



指標名	単位	H21年度 現況値	H23年度 目標値	H25年度 目標値	H27年度 目標値
低コスト経営団地（累計）	団地	124	128	132	136
宍粟材活用住宅支援	戸/年	—	10	15	20
宍粟の森林見学ツアー参加者	人/年	177	200	220	240

3節

商工業の振興

めざすまちの姿

事業者・商工会・行政が協力し、地域の商工業が活性化するとともに、地域資源を活用した特産品、商品などが個性豊かな「宍粟ブランド」として全国的に認知されるまちをめざします。

現状と課題

本市の商工業の振興は、商業、工業、雇用の状況等の社会経済情勢の変化を踏まえ、宍粟市商工会を中心とした中・長期的な方向性・方策を示すことが求められています。

さらに、商店街の活性化を図るため、空き店舗対策、イベントの開催などについて、事業者・商工会・行政の連携による取り組みを進めていく必要があります。

地域間の競争が激しさを増す近年、地域独自の優良な資源の価値を高め、ブランド化していくことは、地域経済の活性化に非常に重要となっています。このため、「宍粟ブランド」を確立することにより、県内・全国へ積極的にアピールするとともに、販路の拡大へつなげていく必要があります。

安定した就労の場が十分でない本市では、若年層の市外への流出が続いている。市内に若年層の定住促進を目指すためにも、新たな働く場の創出や雇用労働環境の改善が必要となっています。

このため、市内の地域資源を活用した企業の誘致活動や、新たな起業者を支援し、地域産業の発展と雇用機会の拡大を図る必要があります。

さらに、新卒者やUJターンの希望者が、市内企業の求人情報をスムーズに得られる仕組みについて、関係機関と連携して構築する必要があります。

<商業の推移>

(単位:人、億円)

区分	平成9年	平成11年	平成14年	平成16年	平成19年
商店数	823	780	775	746	690
従業者数	3,708	3,498	3,660	3,622	3,413
年間販売額	748.6	677.1	633.9	576.1	586.5

<工業の推移>

(単位:人、億円)

区分	平成9年	平成11年	平成14年	平成16年	平成19年
事業者数	516	503	453	444	425
従業者数	6,360	5,903	5,356	5,348	5,345
製造品出荷額	1,064.8	868.2	759.0	768.8	777.3

まちづくりアンケート調査結果

市の商工業の振興の取り組みについて、評価している市民の割合
平成22年度
18.0%

行政と市民等の役割

行政の果たす役割	市民等に期待される役割
●商工会等関係団体と連携し、商工業の振興に努めます。	●事業者は、自助努力とともに、融資制度など公的制度の適切な活用が期待されます
●特産品のPR活動とブランド化を推進します。	●積極的に地元企業の求人情報を収集し、地元での就職が期待されます。
●産業立地促進制度や起業家支援制度、企業誘致などの雇用確保対策に努めます。	

取り組みのあらまし（個別施策の展開）

I 商工業支援の強化

- 商工会に対し支援を行うことにより、市内商工事業者の組織化を促進し、組織力による商工事業者の育成を図ります。
- 既成商店街の活性化を図るため、空き店舗対策、イベントの開催などの支援を推進します。
- 商工業活動の経営基盤の安定を図るために、産業振興資金融資・利子補給制度の充実を図り支援します。
- 事業者に対する地域資源を活用した地域ブランド（地酒などの食品加工・伝統工芸品など）の商品開発を促進するとともに、商工会等関係機関と連携し、「宍粟市特産品のブランド化」を推進します。

- 効果的なPR活動を推進するとともに、販路の開拓を進めるなど「宍粟ブランド」の構築に向けた事業展開を進めます。

2 雇用労働機会の拡大

- 空き店舗などの情報提供を積極的に行います。
- 地域資源を活用できる分野の企業誘致など、雇用確保対策に努めます。
また、近隣市町との連携した企業誘致についても検討を進めます。
- 新たな産業創出に向け起業家支援制度の利用促進を図ります。
- 新卒者をはじめとした求職者に対し、関係機関との連携を図りながら求人情報を提供するなど、就業支援をします。

重点事業

商工会活動育成事業 産業振興資金融資利子補給事業 特産物振興事業
 産業立地促進事業 起業家支援事業 宍粟市特産品のブランド化推進
 ハローワーク等関係機関の連携 産業集積・企業立地支援事業



まちづくり指標

指標名	単位	H21年度 現況値	H23年度 目標値	H25年度 目標値	H27年度 目標値
製造品出荷額	億円/年	760.7	781.7	803.5	825.8
融資利子補給事業の利用者	件/年	42	40	40	40
企業誘致相談件数	件/年	1	3	6	9
起業家支援件数	件/年	0	2	2	2
就職者相談数	人/年	61	200	200	200

めざすまちの姿

市民・地域・事業者・行政が一体となり、自然、歴史、文化などの多様な地域資源を活かした取り組みにより、宍粟の魅力を引き出し、だれもが訪れてみたいまちをめざします。

現状と課題

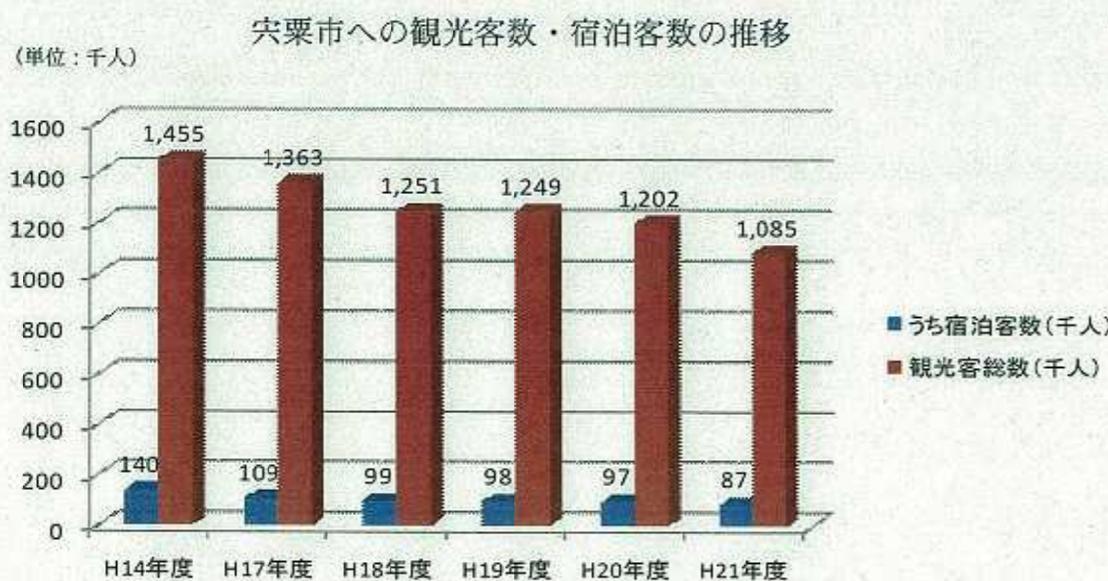
生活様式が多様化するなか、従来型の団体旅行から個人旅行へ、交通網の整備等による日帰り旅行の増加、見る観光から体感する観光へと観光スタイルは大きく様変わりしています。市全体で平成14年度に137万人を超えた観光客数は、これをピークに平成20年度の120万人まで減少し、観光ニーズに対応した新たな観光戦略が必要となっています。

このため、宍粟市の豊かな自然や四季折々の祭りやイベント、史跡・伝統芸能などの歴史的資源、地元農産物や農業体験などの地域資源を宍粟オリジナルの観光財産ととらえ、積極的に活用した観光の振興が求められています。

さらに、近隣市町との連携による魅力的な観光ルートの開発や観光資源の発掘などにより、観光立市の実現に向けた取り組みが必要です。

この観光立市を実現するには、市民、観光協会、観光事業者、行政が互いに役割を認識し、一体的な取り組みが重要であり、総合的で計画的なビジョンの構築が必要です。

また、新聞、テレビ、ラジオ、インターネットなどの情報伝達手段を活用し、観光ニーズの多様化、個性化に対応した観光情報の提供が必要です。



まちづくりアンケート調査結果

市の観光振興の取り組みについて 平成22年度
て、評価している市民の割合 28.4%

行政と市民等の役割

行政の役割	市民等に期待される役割
<ul style="list-style-type: none"> ●観光立市の実現に向け、関係機関と一体的な取り組みを推進します。 ●あらゆる情報媒体を活用し、観光情報を発信します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●市内の観光資源を行政と一体となってPRしましょう。 ●特色ある観光資源に愛着と誇りを持ち大切にしましょう。

取り組みのあらまし（個別施策の展開）

I 観光資源の充実

- 観光協会・市民・観光事業者・行政が互いの役割を認識し、一体的な取り組みを推進します。
- 近隣市町や市内の観光施設との連携を図り、周遊型・滞在型の魅力ある観光ルートを開発します。
- 既存の観光資源を見直し磨き上げる取り組み、新たな観光資源の創出及び掘り起こしていく取り組みを推進する市民団体・関連事業者などに対し積極的な支援を行います。
- 農業・林業との連携によるグリーンツーリズムの推進により、魅力ある観光地づくりを進めます。
- 観光振興計画を策定し、総合的かつ計画的な観光振興を推進します。
- 市内の1,000メートル級の山々を主とした「宍粟50名山」を広く情報

発信し、観光振興に努めます。

2 観光情報の発信

- 新聞、テレビ、ラジオ、インターネット、携帯電話など、あらゆる情報媒体を通じ、詳細な観光情報を提供します。
- 観光ニーズを収集し、ターゲットを絞った観光情報を提供します。

主な事業

観光協会助成事業 観光振興イベント助成事業 観光協会支援事業
観光資源発掘事業



まちづくり指標

指標名	単位	H21年度 現況値	H23年度 目標値	H25年度 目標値	H27年度 目標値
観光客入込数	千人/年	1,085	1,100	1,130	1,150

1節

少子化対策の総合的な推進

めざすまちの姿

少子化対策への取り組みが充実し、安心して子どもを生み育てることができるまちを目指します。

現状と課題

日本は、世界の中でも最も少子化が進んでいる国のひとつとなっています。少子化の要因としては、未婚化・晩婚化という結婚をめぐる変化に加え、核家族化・都市化の進行によって、仕事と子育ての両立への負担感の増大など、家庭での養育力の低下が主な要因と考えられています。

本市においては、「第1次宍粟市少子化対策推進総合計画」を策定し、各事業の推進をしておりましたが、各分野における目標値が未設定のため、十分な検証ができませんでした。

このため、「第2次宍粟市少子化対策推進総合計画」では、各事業における少子化対策事業の進捗管理方法を確立するとともに、事業によっては廃止・見直し、あるいは、重点化し事業を拡大するなど、選択と集中を行っていく必要があります。

また、先進自治体の事業を研究するなど、新たな施策・事務事業の実施を進める必要があります。



資料：兵庫県統計書

行政と市民等の役割

行政の果たす役割	市民等に期待される役割
<ul style="list-style-type: none"> ●少子化対策事業を推進し、家庭や子育て環境の整備に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の中で子どもたちを見守り、健やかに育つ環境づくりに努めましょう。 ●子育てなどに不安や悩みがあれば相談しましょう。

取り組みのあらまし（個別施策の展開）

I 少子化対策事業の推進

- 宍粟市少子化対策推進総合計画に基づき、総合的・効果的に取り組みを推進します。
- 事業の適正な進捗管理により、拡大や廃止・見直しをするなど、選択と集中を図っていきます。
- 先進自治体の事業を研究するなど、少子化対策に向けた新たな施策・事務事業を実施します。

重点事業

宍粟市少子化対策推進総合計画に基づく取り組み
宍粟市少子化対策推進総合計画の検証
新たな事務事業の研究・検討



まちづくり指標

指標名	単位	H21年度 現況値	H23年度 目標値	H25年度 目標値	H27年度 目標値
第2次少子化対策推進総合計画の進捗達成率	%	—	100	100	100

2節

安心できる保健・福祉・医療体制の充実（健康づくりの推進）

めざすまちの姿

市民だれもが、自分の健康管理に対する意識を高め、健康で元気に暮らせるまちをめざします。

現状と課題

近年、食生活をはじめとする生活様式の変化を背景として、悪性新生物や脳血管疾患、心疾患、糖尿病などの生活習慣病が増加し、市民の健康を脅かしています。

健康づくりを推進するためには、市民一人ひとりが健康について認識を深めながら「自分の健康は自分でつくる」という自覚と実践意欲を持つことが重要です。さらに、それぞれに応じた健康づくりに取り組みやすい環境を整えたり、健康づくり組織の育成など行政・関係機関がさまざまな形で支援していくことが必要です。

子どものうちから健康教育・食育を積極的に行なうことが、生涯にわたる健全な心身を養う基礎となり、長年の積み重ねが、生活習慣病などの疾病予防や、さらには、寝たきりや認知症の予防になることからも、長期的な視野に立ち意識啓発し、実践への支援が必要となります。

また、近年の急激なライフスタイルの変化は、ストレスや運動不足などをもたらし、心の病気を招く大きな要因となっています。このため、こころの健康を保ち、充実した毎日を過ごせるよう市民参加型のこころの健康づくりの推進が必要となっています。

(単位：%)

がん検診受診率の推移



(資料：健康福祉調べ)

まちづくりアンケート調査結果

健康づくりに配慮した取り組みを
している市民の割合
平成22年度
70.9%

行政と市民等の役割

行政の果たす役割	市民等に期待される役割
<ul style="list-style-type: none"> ●「健康しそう21」「食育推進計画」に基づき、中期的な視野に立った健康づくりを推進します。 ●学校、企業、地域と連携し、分野を問わない包括的な健康づくりを展開します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●一人ひとりが、家族とともに健康について考え、健康づくりの大切さを自覚し、自らが主体的に実践することが期待されます。 ●健康教室、健康相談に積極的な参加が期待されます。 ●適切な時期の予防接種が期待されます。

取り組みのあらまし（個別施策の展開）

I 生涯を通じた健康づくりの推進

- ライフステージに合わせた健康づくりを進めます。
- 生活習慣病予防のための食生活の知識普及に努めます。
- 個人や地域、職域での健康づくりを進めるための環境整備を図ります。

2 母子保健の充実

- 安心して子育てができるように、母子保健事業の普及啓発に努めます。
- 相談指導体制や母子の健康管理体制の充実を図ります。

3 成人保健の充実

- 生活習慣病予防のための普及啓発に努めます。
- 一次予防推進に重点を置いた、各種保健事業を実施します。

4 高齢者の保健福祉の充実

- 高齢者の生きがいづくりや社会参加しやすい環境の整備を推進します。

5 感染症対策の推進

- 感染症に対する正しい知識の普及啓発に努めます。
- 感染症予防のための接種率の向上や予防接種の機会の充実に努めます。

* ライフステージとは、人の一生を幼年期・少年期・青年期・壮年期・老年期などに分けたそれぞれの段階をいいます。

重点事業

食育推進事業 健康づくり啓発事業育児支援事業 新生児等家庭訪問事業 発達支援事業 生活習慣病予防健診がん検診 高齢者健康教室 感染症予防啓発事業



まちづくり指標

指標名	単位	H21年度	H23年度	H25年度	H27年度
		現況値	目標値	目標値	目標値
食育事業参加数	人/年	1,197	1,210	1,210	1,210
特定健康診査の受診率	%	37.7	60.0	65.0	65.0
乳がん検診受診率	%	16.8	25.0	30.0	35.0
若年層の保健指導実施率	%	10.0	15.0	20.0	25.0
育児支援事業参加数	人/年	3,682	4,440	4,440	4,440

めざすまちの姿

市民が安心して暮らすために、医師の確保や高度医療・救急医療体制などの医療環境が充実し、安全・安心・信頼の医療が提供されるまちをめざします。

現状と課題

新たな臨床研修制度の導入を契機として、医師不足、診療科目における医師の偏在が顕著になるなど、地域医療の現状は依然として厳しい状況にあります。

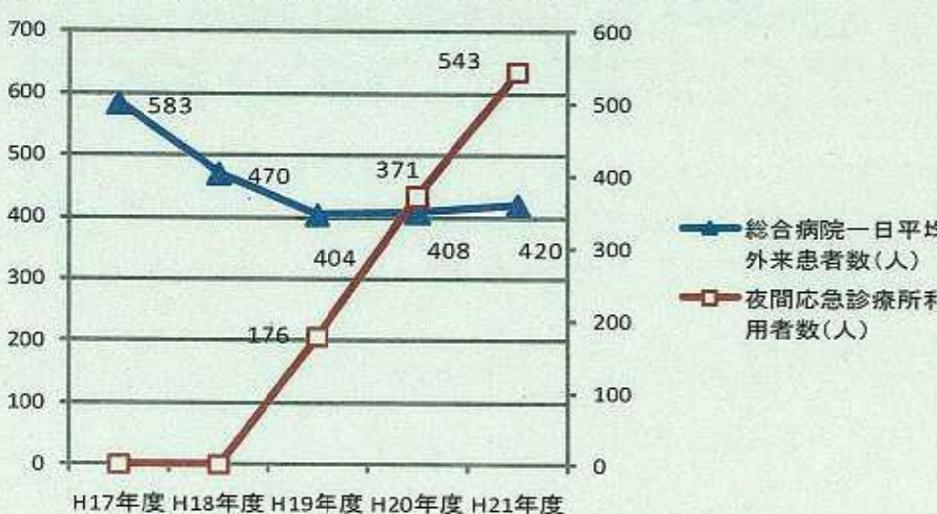
本市においては、診療所3、一般開業医21、歯科診療所17の医療機関がある中、救急医療をはじめとする中核医療を宍粟総合病院が担い、地域住民のサポートやボランティアなど、地域と一緒にした病院運営を行うとともに、診療科の維持に取り組んでいる状況です。

このような状況下において地域医療を充実するには、中核医療を担う宍粟総合病院の充実が必要不可欠であり、医師や看護師の確保、公立病院としての機能を維持しつつ経営の効率化を図り、健全化に向けた取り組みが必要であります。さらに、保健・医療・福祉及び医療機関相互の役割分担と連携を図りながら、宍粟の持つ医療資源の力を最大限に發揮することが必要であります。

また、高齢化社会の進行と慢性疾患等の疾病構造や社会環境の変化により、在宅療養者の増加が予想されており、かかりつけ医による身近な医療機関により適切な医療が受けられる体制づくりが必要であります。

救急医療体制では、1次救急の診療所、医院及び夜間応急診療所、2次救急医療の宍粟総合病院、3次救急医療の姫路市周辺の医療機関などと更なる連携・強化を図る必要があります。

(単位：人) 総合病院外来患者数・夜間応急診療所利用者の推移



まちづくりアンケート調査結果

病気になったときに相談できるか 平成22年度
かかりつけ医がある市民の割合 69.0%

行政と市民等の役割

行政の果たす役割	市民等に期待される役割
●市民が安心して暮らせるよう、地域医療体制の確立と救急医療体制を充実します。	●日頃から家族の病状をよく知っているかかりつけ医をつくりましょう。
●医師や看護師の確保など、地域医療の中核を担う病院としての役割を果たします。	●地域や病院、ボランティアなどが一体となった、地域医療のサポートが期待されます。

取り組みのあらまし（個別施策の展開）

I 地域医療体制の確立

- 身近な地域で日常的な健康管理や、相談ができるかかりつけ医を持つよう啓発に努めます。
- 医療機関それぞれの役割分担のもと、連携を促進し地域医療体制を構築するとともに、地域全体で医療サービスの充実を図ります。
- 総合病院は、へき地医療拠点病院としての役割を担い、へき地診療所の取り組みを支援します。

2 宍粟総合病院の充実

- 医師確保対策では、基幹型臨床研修病院の指定に向けた取り組みを推進するほか、大学医局への医師派遣の要請、縁故や医学雑誌・ホームページなどを通して積極的に取り組みます。
- 「公立病院改革プラン」に基づき数値目標を設定して経営改善にあたります。
- 医療の高度化を図るため医療機器の計画的な整備に努めるとともに、診療科の充実に取り組みます。
- 地域の病院として、地域に愛され、信頼される病院であるために、病院情報の発信に努めるとともに、地域住民の病院事業への参加を促し、地域と共に病院を育てる取り組みを行います。

3 救急医療体制の充実

- 宍粟市医師会による日曜・休日在宅当番医輪番制度や夜間応急診療所の開設によって、1次救急への対応を継続して行います。
- 救急隊との連携に努めると共に、2次救急医療機関（宍粟総合病院）・3次救急医療機関（姫路市周辺医療機関など）との連携強化を図ります。

重点事業

医師・看護師確保対策事業 地域連携育成事業 医療器機整備事業
夜間応急診療所事務事業



まちづくり指標

指標名	単位	H21年度 現況値	H23年度 目標値	H25年度 目標値	H27年度 目標値
病床利用率	%	67	77	79	81
一日平均外来患者数	人/日	420	425	435	445
病院事業経常損益	億円	△3.32	△1.44	△0.57	0
夜間応急診療所利用件数	人/年	543	580	605	640

2節

安心できる保健・福祉・医療 体制の充実（社会保障制度）

めざすまちの姿

保険・年金・公的扶助などの社会保障制度を健全に運営し、市民が安心して生活を送ることができるまちをめざします。

現状と課題

本市では、市民のおよそ3割の方が国民健康保険に加入していますが、高齢化の進展や厳しい経済状況により、保険税の収納率も低下傾向にあります。また、一方では、医療技術の高度化による治療や、生活習慣病などの慢性疾患の増加などにより、医療費が増加する傾向にあります。

このため、国民健康保険財政の健全化を図るために、収納率の向上が不可欠であり、さらに、国民健康保険制度の正しい理解を求め、適正受診による医療費の適正化、特定健康診査の受診を促進し、効果的な保健事業の展開により医療費の抑制を図る必要があります。

全国的な国民年金保険料の収納率低下や、少子化の進行などから、将来の年金制度への影響が懸念されています。また、市町が事務の一部を担い、ほとんどが国の事務となっているため、被保険者の各種届出や申請手続きなどに影響を及ぼさないよう被保険者の利便性を図ることが課題となっています。

また、近年、雇用・失業問題やホームレス問題などが貧困・低所得層をめぐる社会的課題となっています。このため、生活に困窮している人に対し、その程度に応じた生活保護が受給できるよう生活保護制度の適正な運用に努めるとともに、生活保護受給者に対する自立支援に取り組んでいくことが必要です。



*平成20年度より75歳以上の方は、後期高齢者医療制度へ移行となつたため、大きな減少となっています。

行政と市民等の役割

行政の果たす役割	市民等に期待される役割
●国民健康保険制度の健全な運用に努めます。	●国民健康保険制度の重要性を理解し、税の公平負担の原則に基づき納期限内に納付することが求められます。
●国民年金制度の啓発と窓口相談を充実します。	●健康診断を受診し、自らの健康管理が期待されます。
●生活保護制度の適正な運用に努めます。	●生活保護制度の適正な運営のため、生活状況を適切に申告することが求められます。

取り組みのあらまし（個別施策の展開）

I 国民健康保険制度の健全な運営

- 国民健康保険制度の趣旨を普及し、健全な運営に努めます。
- 収納率の向上対策に努め、財源の確保に努めます。
- 特定健康診査の受診率、保健指導の実施率の向上に努めます。
- レセプト点検の強化、後発医薬品の啓発などにより医療費の適正化に努めます。

2 国民年金制度の啓発と窓口相談

- 国民年金制度の啓発に努め、年金受給資格の確保に努めます。
- 日本年金機構などとの協力連携により、「出張年金相談」を継続して実施します。

3 生計維持が困難な方への支援

- 生活保護を必要とする人が、適切な援助を受けること（漏給の防止）ができ、援助を必要としない人が誤って受けることがないようにする（濫給の防止）ために、相談者の生活状況を十分に確認し、適切な判定を行います。
- 要援護者へは、就労支援員の配置や就労支援プログラム、多重債務者個別支援プログラムなどの各種自立支援プログラムの活用により、適切な自立に向けた支援を行います。
- 住居等困窮離職者に対して、住宅手当や総合支援資金による支援を適切に実施します。

重点事業

生活保護事業 住宅手当緊急特別措置事業 国民健康保険の運営
特定健康診査事業 特定保健指導事業 医療費適正化事業 国民年金
啓発事業 出張年金相談事業

まちづくり指標

指標名	単位	H21年度 現況値	H23年度 目標値	H25年度 目標値	H27年度 目標値
国民健康保険税現年課税分収納率	%	91.1	91.5	93.0	93.0
国民年金資格取得・種別変更処理件数	件/ 年	750	800	800	800

3節

介護・生活支援体制の充実

めざすまちの姿

高齢者が家庭・地域で介護予防に努め、また安心して介護サービスを受け、健康で生き生きとした生活と健全で文化的な生活が送れるまちをめざします。

現状と課題

本市では、「宍粟市老人福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、高齢者的心身の健康の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために、必要な援助・支援を包括的に行う地域包括支援センターを運営しています。

平成21年度末における本市の高齢者人口（65歳以上）は11,592人、高齢化率は26.8%となっており、平成27年には、30%を超える見込みとなっています。

このため、住み慣れた地域で安全で安心して暮らす地域密着型の介護サービスの基盤を整備するとともに、老人クラブ、民生委員、NPOボランティアなどと連携し、地域包括ケアシステムの充実を図り、一層の高齢化に備えて、地域ぐるみで高齢者を支える体制を整えることが重要となります。



3節 介護・生活支援体制の充実

行政と市民等の役割

行政の果たす役割	市民等に期待される役割
<ul style="list-style-type: none"> 「老人福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、関係機関と協議・連携しながら、効果的な介護・生活支援体制の充実を進めます。 介護予防に対する普及啓発に努めます。 地域包括支援センターや医療機関、地域、関係機関が連携して、高齢者を支える仕組みづくりを進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の見守り活動に参加し、地域で支え合いましょう 介護予防教室に積極的に参加し、介護予防に努めましょう。

取り組みのあらまし（個別施策の展開）

1 地域包括ケアシステムの充実

- 「介護保険事業計画」に基づき事業を推進し、検証を行い改善と充実を図ります。
- 地域包括支援センターの機能を充実し、わかりやすい情報の提供や相談支援の機能充実、さまざまな支援サービスの整備を進めます。
- 高齢者虐待防止への取り組みを総合的に推進し、民生・児童委員や介護事業者などとの連携により、高齢者虐待の予防と早期発見を図ります。
- 高齢者の社会的孤立を防止するため、安否確認、消費者被害の防止、災害時の救助・救援など、高齢者を見守るネットワーク体制を構築します。

2 高齢者等への介護予防支援

- 地域における認知症ケア体制の確立に向け、普及啓発の促進や相談窓口の充実により、認知症を早期に発見し、医療や介護サービスの支援

をします。

- 認知症に対する理解を深める介護者教室を開催します。

3 介護サービス・介護予防サービスの充実

- 支援が必要な高齢者が必要な支援を適切に受けられるよう、生活状態に対応したサービスの提供や内容の充実を図ります。
- 認知症高齢者共同生活介護（グループホーム）や小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスの充実を推進します。
- 住み慣れた住宅で、少しでも自立した生活ができる住環境の整備を支援します。

*地域ケアシステムとは、住み慣れた地域で健やかに、生きがいをもって、安心した生活を送れるよう、関係機関が連携してサービスを提供するシステム（仕組み）のことです。

重点事業

地域支援事業 介護予防事業 権利擁護事業 実態把握訪問事業 介護サービス整備事業 地域密着型介護サービス給付事業



まちづくり指標

指標名	単位	H21年度 現況値	H23年度 目標値	H25年度 目標値	H27年度 目標値
第1号被保険者要介護認定率	%	18.2	18.4	18.5	18.7
総合相談件数	件/年	6,278	6,300	6,300	6,300
二次予防事業（主として虚弱な高齢者対象） 参加者人数	人/年	1,953	3,500	4,500	5,000
一次予防事業（全ての高齢者対象）参加者人数	人/年	17,674	18,000	18,000	18,000
住宅改修助成件数	件/年	123	125	130	135

4節 「地域」で共に暮らせるまちづくり

第3章

4節

「地域」で共に暮らせるまちづくり

めざすまちの姿

障がいのある人もない人も、住み慣れた地域社会で自立した生活を送ることができるように、積極的な社会参加を行うなかで、共に助け合い支え合う共生のまちをめざします。

現状と課題

平成18年度から、「障害者自立支援法」が施行され、障がいのある人が必要とするサービスを利用するための仕組みが一元化されるなど障害者福祉施策の抜本的な改革が進められました。

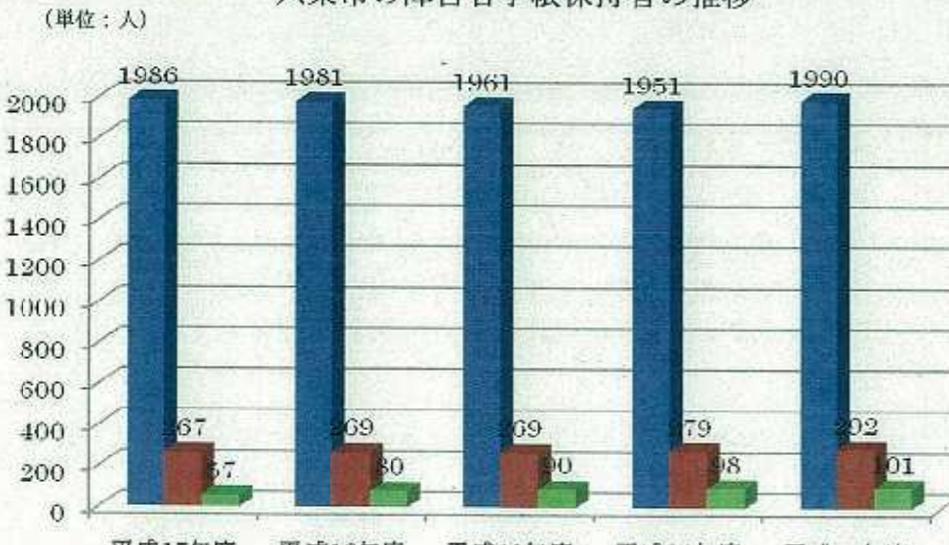
現在は、自立支援法の下で障がいのある人もない人も地域で助け合い、支え合いながら共に生きる「ノーマライゼーション社会」の実現に向けた取り組みが必要となっています。

こうした中、障がいのある人の社会参加を進めるには、外出しやすい環境づくりが重要であり、移動手段の確保や、建物や道路などの改善・整備が求められています。また、障がいがあるがゆえに発生する情報格差の解消についても求められています。

さらに、就労環境においては、小規模作業所などのいわゆる福祉的就労から一般就労を望む人も増えてきており、公共職業安定所など関係機関と連携を図りながら、「働きたい」という就労意欲に添えるよう環境整備を進めていくことが必要です。

障がいのある人が地域社会の一員としていきいきと暮らせるように、市民一人ひとりの理解を深め、自立した生活を支えていく地域社会の形成が求められています。

宍粟市の障害者手帳保持者の推移



行政と市民等の役割

行政の果たす役割	市民等に期待される役割
<ul style="list-style-type: none"> 宍粟市障害者福祉プラン及び宍粟市障害者福祉計画に基づき、関係機関と連携しながら、障害者福祉施策を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 障がいの有無にかかわらず誰もが住み慣れた地域で暮らせるよう、障害者支援施設への理解とともに、障がいのある人への手助けやボランティア活動などの活動に参加することが期待されます。

取り組みのあらまし（個別施策の展開）

1 社会参加の推進

- 障がいのある人やその家族の社会参加を促進するために活動している障害者団体を支援します。
- スポーツ・レクリエーション大会を通じて、交流の機会を充実するとともに、障がいのある人の社会参加の促進を図ります。
- 自由な外出と社会参加を促すため、自動車改造費や運転免許取得費の支援をします。
- 関係機関と連携し企業への啓発や周知を図り雇用の場の確保に努めます。
- 就労に必要な知識や技能の向上を図り、働く場と活動の機会を提供する事業者を支援します。また、地域活動支援センターなどの作業所で製作された授産製品の販路拡大の支援を行います。

2 生活環境と生活支援の充実

- 自立した生活が営まれるよう住宅の改造費助成や日常生活用具等の支援をします。
- 自由な外出を促すため、道路や建物等の整備に際してユニバーサルデザインを推進します。

- 日常生活に必要な各種情報、福祉サービスや制度についての情報を的確に提供します。また、点字・手話等のボランティアの養成、派遣体制を整えます。さらに、緊急時の情報提供体制の整備に取り組みます。
- 消費者被害や財産権の侵害、虐待から生命と生活を守るために権利擁護に必要な制度や支援が受けられる仕組みを作ります。
- 障害者福祉プラン・障害者福祉計画の適正な進行管理と検証により改善・見直しを進めています。
- 在宅で自立した生活を実現するため、さまざまなニーズに対応した障害福祉サービスを提供し、在宅生活を支援します。
- 安心して暮らせるよう施設の利用を支援し、施設の整備を図ります。

3 相談と療育体制の充実

- 保健・医療・福祉その他全般にわたる相談体制を整備し、障がいのある人本人や家族をトータルに支援できるよう努めます。
- 保健事業と連携を図りながら、できるだけ早い時期に障害を発見し、早期に療育訓練を行い、障害の軽減と適切な発達を推進します。
- 障がいのある児童の日中活動の場を確保し、児童を介護する保護者の負担軽減や就労支援等のため、障がいのある児童の日中の預かり事業を実施します。

重点事業

外出支援サービス事業 コミュニケーション支援事業 グループホーム
等新規開設サポート事業 知的障害者職親委託事業



まちづくり指標

指標名	単位	H21年度 現況値	H23年度 目標値	H25年度 目標値	H27年度 目標値
外出支援サービスの利用者数	人/年	458	600	600	600
手話・要約筆記ボランティア登録者数	人/年	31	50	50	50
グループホーム等利用者数	人/年	15	21	21	21
知的障害者職親数	人/年	3	10	10	10

5節

児童福祉・保育環境の充実

めざすまちの姿

子育てを支援する様々なサークルやボランティアが組織されるなど、地域ぐるみで子育て支援が行われるとともに、様々な保育サービスが充実し、安心して子どもを生み育てることができるまちをめざします。

現状と課題

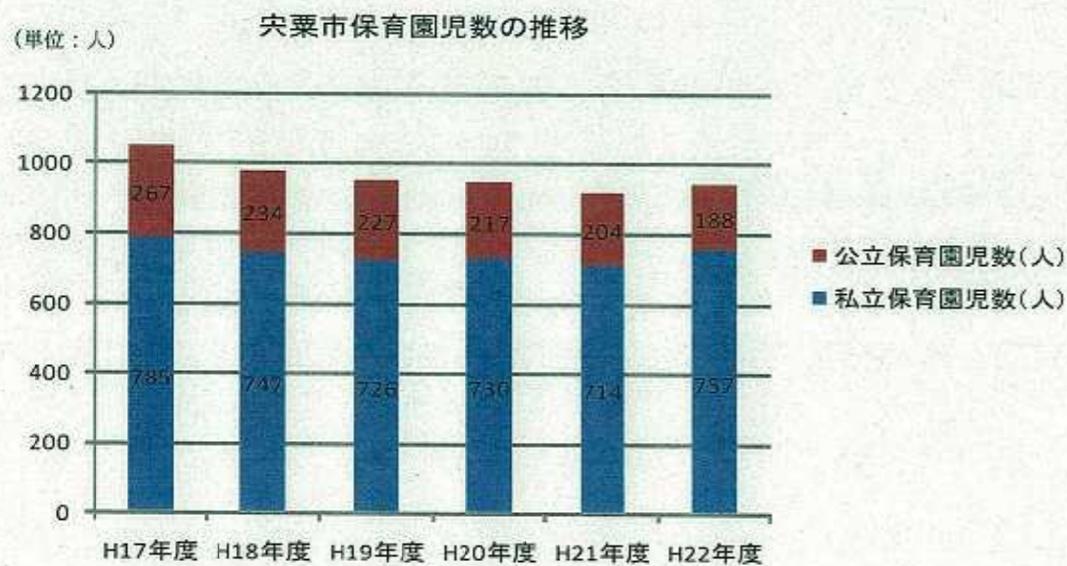
病気、発育・発達、育児方法、教育など子育ての悩みが複雑かつ多様化し、保護者が大きな不安や負担を抱えている状況を踏まえ、地域において子育て中の親子を支えていく体制が必要です。また、多様な子育て支援サービスの充実を図り、育児への不安の軽減と解消に取り組んでいくことが重要です。

宍粟市における子育て支援体制と各団体を横断的につなぐ子育て支援の輪「ネットワーク」の構築に取り組む必要があります。また、子育てに関する情報提供や適切なアドバイスを与える機会を持つことが必要です。

子育て家庭の経済的負担の軽減を図り、出産や子育てしやすい環境づくりを進めていく必要があります。

児童虐待については、相談件数は年々増加傾向にあり、社会全体で早急に取り組むべき重要な課題となっています。関係団体と連携を図るとともに、広報活動やチラシ配布などによる普及啓発が必要です。

また、ひとり親家庭の子どもの健やかな育ちを支援するため、ひとり親家庭の生活の安定と自立に向けて、就業・生活支援をはじめ、交流の促進、経済的支援など、多面的な支援に努める必要があります。



まちづくりアンケート調査結果

子どもを生み、育てやすい環境が整っているまちと思う市民の割合 平成22年度
37.8%

行政と市民等の役割

行政の果たす役割	市民等に期待される役割
●多様な子育て支援サービスの充実や経済的負担の軽減を図り、育児への不安の軽減と解消に取り組みます。	●子育てを支援するさまざまなサークルやボランティアの立ち上げなど、地域ぐるみで子育て支援に取り組むことを期待します。

取り組みのあらまし（個別施策の展開）

I 地域における子育ての支援

- 子育て支援センター事業、ファミリーサポートセンター事業など地域における子育て支援サービスの提供を行い、地域によるサポート体制づくりを推進します。
- 多様化する保護者のニーズに対応するため、通常保育、延長保育、障害児保育、一時預かりなどの各種保育サービスの充実を図ります。
- 「宍粟市幼保一元化推進計画」に基づき、より良い就学前教育・保育の環境を整備するために幼保一元化を推進し、多様な教育・保育活動、総合的な子育て支援活動をめざします。
- 放課後等に子どもが安心して活動できる場の確保を図るとともに、地域の方々の協力を得ながら、地域での交流活動を促進し、次世代を担う児童の健全育成を支援します。
- 各団体を横断的につなぐ子育て支援の輪「ネットワーク」の構築に取り組み、子育てに関する情報提供の充実を図ります。

2 児童の健全育成

- 児童虐待の早期発見・早期対応のため、関係機関とのネットワークの充実・強化を図り、また、発生予防、未然防止に努めるとともに適切な指導・相談体制の整備を図ります。

3 経済的支援の充実

- ひとり親家庭が自立した生活を送ることができるよう、相談事業や経済的支援、就業支援に取り組みます。また、ひとり親家庭への自立支援に関する事業などを幅広く知ってもらえるよう、より一層の情報提供に努めます。
- 各種手当や医療費助成による支援など、子育てに係る負担軽減に努めます。また、国や県の動向を踏まえ、必要に応じて子育て家庭が負担感の軽減を実感できる制度の見直しを行います。

重点事業

ファミリーサポートセンター事業 家庭児童相談事業
要保護児童対策地域協議会 ひとり親家庭支援相談事業
母子家庭等対策総合支援事業 母子・寡婦福祉資金貸付事業



まちづくり指標

指標名	単位	H21年度 現況値	H23年度 目標値	H25年度 目標値	H27年度 目標値
家庭児童相談室相談件数	件/年	71	80	90	90
ひとり親家庭相談件数	件/年	676	700	700	700
ファミリーサポートセンター利用者数	人/年	202	210	210	210
学童利用者数	人/年	1,515	1,600	1,700	1,800

めざすまちの姿

地域の人と人とのつながりを大切にし、お互いに助け合う関係を築き、市民・福祉団体・行政がそれぞれの役割の中で、連携して「地域ぐるみの福祉」を推進するまちをめざします。

現状と課題

近年の少子・高齢化に加え、核家族化、生活様式の変化や価値観の多様化などにより、従来地域社会がもっていた相互扶助機能、人と人のつながりやお互いに支え合うといった考え方が徐々に弱体化、希薄化してきています。

このため、地域の人と人とのつながりを大切にし、お互いに助け合う関係を築き、子どもから高齢者まで市民のだれもが住みなれた地域の中で、心豊かに安心して暮らせる仕組みを確立する必要があります。

さらに、社会福祉協議会や地域福祉を支える民生委員児童委員との連携を強化し、地域福祉活動の充実を図る必要があります。

行政と市民等の役割

行政の果たす役割	市民等に期待される役割
●市民だれもが安心して暮らせる福祉のまちづくりに向けて、市民、社会福祉協議会、福祉関係団体、行政が連携を強化し、一体となって取り組んでいきます。	●隣近所の住民がお互いに支え合う気持ちを大切に育て、住民の主体性のもとで、地域の福祉力を高めることが期待されます。

取り組みのあらまし（個別施策の展開）

I 地域福祉の推進

- 市や社会福祉協議会の広報誌、宍粟チャンネル、しーたん通信及びホームページなどを活用し、地域福祉活動の普及・啓発を推進します。
- 自治会、老人クラブ、子ども会などの会員をはじめとする地域住民と市・社会福祉協議会などが、地域の身近な課題や問題などを話し合える機会を設け、市民の地域福祉に対する意識の高揚を図ります。
- 民生委員児童委員協議会及び社会福祉協議会における地域福祉活動を支援します。
- 高齢者の豊富な知識と経験を生かした社会活動事業を支援します。

重点事業

社会福祉協議会補助事業 民生委員児童委員協議会補助事業
老人クラブ活動等社会活動促進補助事業



まちづくり指標

指標名	単位	H21年度 現況値	H23年度 目標値	H25年度 目標値	H27年度 目標値
単位老人クラブ数	クラブ	117	120	122	125

めざすまちの姿

より良い教育環境のもと、幼児教育が充実したまちをめざします。

現状と課題

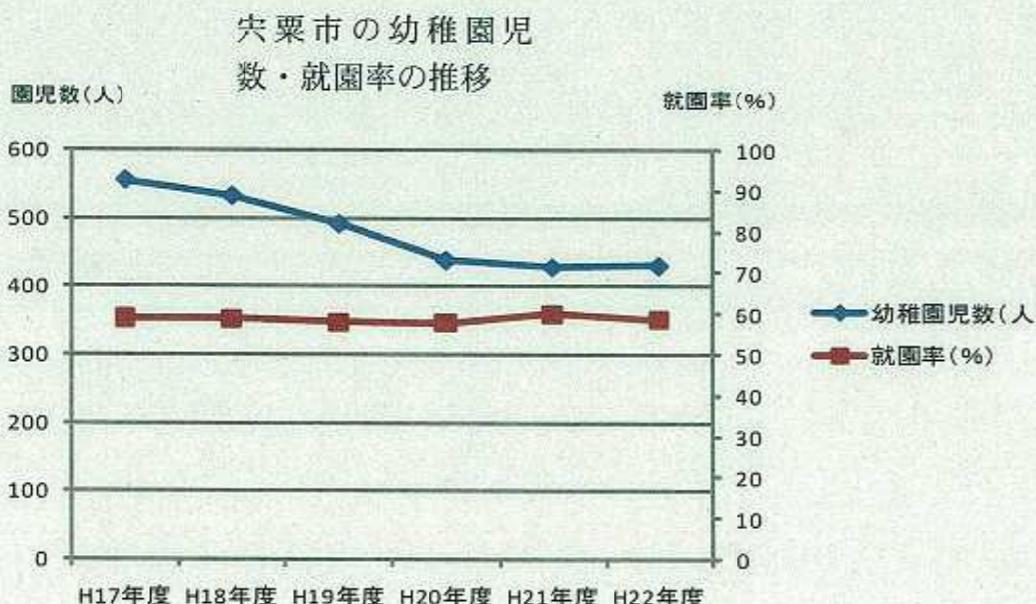
本市においては、幼児を取り巻く環境は、家庭での子育てに対する考え方の多様化や、核家族化などに伴い、基本的な生活習慣の乱れやコミュニケーション能力及び規範意識の低下など多くの問題が見受けられるようになっています。

特に小学校入学後の生活の変化に適応できない子どもがあり、学習に集中できない、話が聞けないなど、いわゆる「小1プロブレム」が問題となっています。

このような現状は、各幼稚園・保育所のみでは対応できない問題であり、家庭、地域社会、幼稚園・保育所、行政が、それぞれの役割と責任を自覚し、相互の連携・協力に努めるとともに、幼児の日々の生活、発達及び学びの連続性を確保し、幼児期の教育・保育と小学校教育の円滑な接続を推進することが必要となっています。

また、子どもの数が年々減少の一途を辿るなか、一方では、子育てニーズの多様化により、保育所の入所希望者が増加し、その結果、一部の幼稚園では、一定の集団規模の確保が困難な状況となっています。

このような現状を踏まえて策定した「幼保一元化推進計画」のもと、多様化する子育てのニーズに対応する、より良い教育と保育の環境整備が必要となっています。



まちづくりアンケート調査結果

地域の保育園（所）・幼稚園の活動	平成22年度 内容を知っている市民の割合 43.2%
------------------	----------------------------------

行政と市民等の役割

行政の果たす役割	市民等に期待される役割
<ul style="list-style-type: none"> ●より良い教育環境の推進を図り、幼児教育の充実に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもの健康状態や園生活、友達との関わりに心を持つことが期待されます。 ●家庭において、基本的な生活習慣を身につけることが期待されます。

取り組みのあらまし（個別施策の展開）

I 幼児教育を支える基盤等の充実

- 小学校教育への円滑な接続に向け、幼稚園と保育所の共通のカリキュラムを研究し、実施します。
- 幼児の発達や学びの連続性が重要であることを踏まえ、幼稚園・保育所・小学校の連携・協力体制の充実に努めます。また、教職員が相互の教育内容や指導方法等の理解を深めるため、保育や授業参観など、合同研修の実施を進めます。
- 教育・保育活動に対する地域・保護者からの理解を得るために、園評価の充実を図るとともに、さらに質の向上をめざし、保護者、地域の参画

を得た評価（外部評価）システムの構築を図ります。

- 不審者の侵入や火災・地震など、緊急時の管理体制を充実させるとともに、関係機関と連携のもと、不審者等に関する情報を迅速に提供する体制の強化を図ります。

2 幼保一元化に向けた取り組みの推進

- 幼稚園と保育所の区別なく、就学前の子どもたちが心身ともに健全で、心豊かにたくましく成長するための環境づくりを重視し、幼保一元化を推進します。
- 円滑な幼保一元化の推進を図るため、施設整備や施設運営に係る支援を充実します。
- 幼稚園、保育所から幼保一元化施設（こども園）への円滑な移行を図るため、幼稚園教諭と保育所保育士等の交流研修や人事交流などに取り組みます。

重点事業

園評価の充実 幼保合同、連携研修事業 幼保一元化の推進



まちづくり指標

指標名	単位	H21年度 現況値	H23年度 目標値	H25年度 目標値	H27年度 目標値
こども園再編実施校区数（累計）	校区	—	—	2	7
外部評価実施率	%	53	70	100	100

* 「こども園再編実施校区数（累計）」は、その校区内に1施設以上のこども園が再編、設置されている中学校区数を表しています。

めざすまちの姿

学校、家庭、地域が連携しながら、安全・安心な学校づくりを行い、児童生徒一人ひとりが確かな学力、健やかな体、豊かな心などいわゆる「生きる力」を身につけられる教育環境が整ったまちをめざします。

現状と課題

新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す知識基盤社会の時代にあって、本市においては、夢や志を持ち、ふるさと「しそう」を愛し、21世紀の社会を担う主体的で心豊かな社会人としての基礎を培うという観点に立った学校教育の充実が求められています。

また、高度情報化や国際化の進展など多様な社会環境の変化に的確に対応できる人間を育成していくことは重要であり、そのためには、確かな学力として自ら学び、主体的に判断し行動でき、良好な人間関係を築く能力や資質を児童生徒に育成していくことが求められています。

一方、市内の小学校においては、近年の少子化の影響などから、児童数の減少とそれに伴う学校も小規模化が進行し、小学校に複式学級の編成が見込まれ、一定の集団規模を確保する観点から、学校規模の適正化が喫緊の課題となっています。

地域社会においては、核家族化や多様なライフスタイルの進展により、地域への愛着や連帯意識が希薄になり、地域の教育力の低下が懸念されています。このため、学校は、これまで以上に積極的に家庭・地域にはつきかけ、地域総がかりによる新しい学校運営体制を構築することが必要となっています。



まちづくりアンケート調査結果

地域の小学校・中学校の教育や活動について市民が知っている割合	平成22年度 46.0%
--------------------------------	-----------------

行政と市民等の役割

行政が果たす役割	市民等に期待される役割
●各学校の現状を適切に把握し、方向性を定め、「生きる力」を備えた子どもの育成のため、あらゆる面において必要な環境整備に努めます。	●子どもは地域の宝であるという共通認識のもと、学校の支援者として学校教育への積極的な参画が期待されます。

取り組みのあらまし（個別施策の展開）

I 生きる力を育てる学校教育の推進

- 実りで培った生きる力を活かして多方面で活躍する一方、郷土への愛情を持ち続け、直接・間接的に発展に寄与する「実りに生き実りを活かす人づくり」をめざします。
- 将来にわたって子ども達が生きる力を身に付けられる環境の確立のため、教育環境や学校制度の見直しをすすめ、「社会の変化に対応する学校づくり」を行います。
- 道徳教育や人権教育、体験活動、読書活動、スポーツ活動などが他者へのいたわりを育む効果があることを生かし、「体力の向上と健やかな心と体を備えた人づくり」をめざします。

2 安心して学べる教育環境の創出

- 市として役割・機能を十分にふんだれた教職員研修を推進し、学校と教

職員のニーズを的確に捉えた研修実施の体制を整え、「教師力を高める学校づくり」をめざします。

- 家庭・地域が、それぞれの力を結集し、積極的に学校を支援していくという、「地域総がかりの学校づくり」をめざします。
- 地域、保護者及び警察、国、県などの関連機関との一層の連携を図る中で、「安心・安全の学校づくり」を行います。

重点事業

学校施設耐震化の推進 小学校規模適正化の推進 自然学校市内実施
環境教育・体験学習の推進 小中一貫教育の推進 「確かな学力」の育成
教育研修所事業の充実 食育の推進



まちづくり指標

指標名	単位	H21年度 現況値	H23年度 目標値	H25年度 目標値	H27年度 目標値
学校規模適正化着手中学校区	校区	—	3	5	—
学校施設耐震化	%	84.9	87.2	100	—
連携型小中一貫推進中学校区	校区	—	—	7	—
家庭学習の習慣化	%	—	50	80	100
読書活動の習慣化	%	—	70	80	80
学校が好きな児童生徒の育成	%	—	80	85	85
食べよう穴糞のめぐみ (給食用地元食材利用率)	%	71	73	75	77

* 「家庭学習の習慣化」、「読書活動の習慣化」、「学校が好きな児童生徒の育成」は、小学4年生、6年生、中学2年生を対象に「確かな学力」状況調査の生活習慣・生活行動に関する調査結果から得た割合です。

* 「家庭学習の習慣化」は、家庭学習時間が小学4年生は60分、6年生は90分、中学2年生は120分以上である児童生徒の割合。

* 「読書活動の習慣化」は、本（マンガ雑誌除）をよく読む児童生徒の割合。

3節

青少年の健全育成の推進

めざすまちの姿

学校はもとより、地域・家庭が相互に連携しながら、青少年の健全な育成に取り組み、豊かな人間性や社会の基本的なルールや自ら考え行動する力を身に付けた青少年を育むまちをめざします。

現状と課題

全国的に非行、いじめ、引きこもり、薬物の乱用など、青少年をめぐる問題は、深刻化しています。

その背景には、インターネット、携帯電話の普及や深夜営業施設の増加などによる社会環境の変化とともに、人間関係の希薄化、社会の基本的ルールへの認識が弱まっていることが指摘されています。

このような青少年をめぐる問題は、家庭での子育てが重要であることはもちろんのこと、家庭だけでなく、地域社会で見守り、「地域の子どもは地域で育てる」支援体制を整備していくことが求められています。

宍粟市では、中学校区育成委員会、見守り隊、子ども会、PTA活動、青色防犯パトロール等により活発に取り組みが展開されているところです。

さらに、子ども若者支援法の制定により、家庭・学校・地域・行政・関係機関のネットワーク強化を図るとともに、市民総参加の運動を展開する必要があります。

まちづくりアンケート調査結果

過去1年間に地域での子どもたち 活動に参加した市民の割合	平成22年度 32.9%
---------------------------------	-----------------

行政と市民等の役割

行政が果たす役割	市民等に期待される役割
<ul style="list-style-type: none"> ●青少年を育てる地域・家庭を支援します。 ●魅力ある体験学習など青少年体験活動を推進します。 ●青少年健全育成の体制を充実します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域や家庭において、健やかに青少年が育つ環境づくりが期待されます。

取り組みのあらまし（個別施策の展開）

1 青少年を育てる地域・家庭づくりの推進

- 家庭の教育力の向上を図るために、子育ての知識やしつけに関し学ぶことができる講座の拡充を図るとともに、子育てに関する相談体制の充実を図ります。
- 地域住民による防犯パトロールなどによる、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする市民への啓発や活動を支援します。
- 地域における青少年育成団体の活動を支援します。

2 豊かな青少年体験活動の推進

- 豊かな自然環境を生かした魅力ある体験学習や青少年相互の交流が図れる効果的な事業を展開します。

3 青少年健全育成体制の充実

- 青少年の健全育成を担う市民や青少年リーダーの育成に努めます。
- 子ども若者育成支援推進法に伴い、ニートやひきこもり等社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者を地域において支援するためのネットワークづくりに努めます。
- 青少年育成センターの相談体制を充実します。
- 中学校区育成委員会と連携し、巡回指導や街頭キャンペーンを通じて青少年への非行防止活動を推進します。
- インターネット安全教室やフィルタリングサービスの普及など情報化に対応した青少年の被害・加害対策等について、宍粟市青少年健全育成推進協議会や関係機関と連携し、効果的な啓発に努めます。

重点事業

青少年健全育成研修会事業の実施 各中学校区育成委員会事業の充実
青少年体験活動事業の充実 青少年健全育成組織の充実・ネットワーク化

まちづくり指標

指標名	単位	H21年度 現況値	H23年度 目標値	H25年度 目標値	H27年度 目標値
巡回指導回数(8中学校区)	回/年	48	64	80	96
研修会開催数	回/年	9	12	12	12
子ども講座・体験活動受講数	人	509	550	600	650
児童・生徒の地域行事参加率	%	79.9	80.0	81.0	82.0
みまもり隊参加者数	人/年	2,054	2,050	2,050	2,050

4節

めざすまちの姿

豊かな暮らしや充実した人生を送るため、市民が生涯を通じて主体的に学び合い、学んだ成果を地域づくりや実生活の中で活かすことのできるまちをめざします。

現状と課題

宍粟市では、これまで、誰もが、いつでもどこでも、自主的に学習に取り組めるよう学習環境づくりを進めてきました。その結果、生涯学習講座の参加者や自主的な学習グループが増え、生涯にわたって学び続けることのできるまちづくりが進んでいます。

今後は、さらに、市民が主体的に学習を続け、心豊かな生活を送ることができるよう、市民の学びを積極的に支援し、学びによって得た知識・技術をより高度な学習活動や地域づくりに活かすことのできる学習の仕組みづくりが求められています。

また、その学びの拠点施設となる市内の図書館・歴史資料館・生涯学習センターなどの社会教育施設において、地域住民のニーズに対応できるよう学習の機会を整備し、生涯学習を通じて地域づくりをリードする人材の確保・養成をするとともに、市民の身近な生涯学習施設として充実させるため、老朽化した建物、設備の計画的な整備や有効的な活用を図ることが必要となっています。

まちづくりアンケート調査結果

生涯を通じてさまざまな学習機会 が整っていると思う市民の割合	平成22年度 34.2%
-----------------------------------	-----------------

行政と市民等の役割

行政の果たす役割	市民等に期待される役割
<ul style="list-style-type: none"> ●参加しやすい学習機会を提供します。 ●生涯学習を支える人材を発掘・育成します。 ●利用しやすい生涯学習の場の整備を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●市民が自主的・自発的に学び続け、自己実現を図ることが期待されます。 ●学びの成果を地域に還元し、地域社会で共に生きる一員としての役割に期待します。

取り組みのあらまし（個別施策の展開）

1 生涯を通じた学びの機会の拡充

- 社会教育振興計画を策定し、計画的な生涯学習の推進を図ります。
- 市民が生涯学習に関する情報を入手しやすい環境や相談・問い合わせができる仕組みを整備します。
- 多様化する市民の学習ニーズや急激に変化する社会情勢に対応できるよう、公的教育機関や民間教育事業者との連携した生涯学習講座を推進します。

2 「学びの成果を生かす」仕組みづくりの充実

- 市民一人ひとりが学びを通して自己を高め、各種学級・講座、団体活動で身につけた学びの成果を地域づくりに生かす仕組みをつくります。
- 生涯学習パスポート事業により、市民の積極的な生涯学習活動への参加促進を進めるとともに、生涯学習を推進するリーダーの育成を推進します。
- 生涯学習センター登録団体の拡充を図り、生涯学習に自主的に取り組む市民や団体を増やします。

3 社会教育関係団体の育成支援

- 社会教育関係団体の活動を指導・支援し、地域づくりの担い手となる指導者の養成研修会の開催や情報提供に努めます。
- 社会教育活動の推進を図るため、福祉や環境、地域づくりなど様々な分野における関係機関・団体との連携強化に努めます。

4 社会教育施設の充実

- 図書館資料の収集及びレファレンスなど機能の向上を図ります。
- 自宅で蔵書や貸出状況を検索できるインターネット検索システムや市内どこでも貸出返却サービスが受けられる図書館情報網の整備により、情報・文化の拠点となる図書館づくりを一層進めます。
- 学校図書室との連携や図書館でのおはなし会などを通じ、子どもたちが読書に慣れ親しむことのできる環境づくりに取り組みます。
- 地域における人づくり、地域づくりの拠点施設である生涯学習センターが、だれもが利用しやすく人が集う場所となるよう環境整備を進めます。

重点事業

ブックスタート事業 移動図書館事業 生涯学習パスポート事業 社会教育事業（地区生涯学習推進事業） 高齢者大学事業 生涯学習講座
読書ボランティアの育成 社会教育振興計画の策定



まちづくり指標

指標名	単位	H21年度 現況値	H23年度 目標値	H25年度 目標値	H27年度 目標値
穴粟学びパスポート所持者数（累計）	人	—	200	250	300
図書館貸出冊数	冊/年	91,118	93,000	94,000	95,000
生涯学習センター登録団体数（累計）	団体	76	78	80	80
生涯学習講座参加者数	人/年	1,015	1,050	1,100	1,150
高齢者大学生徒数	人/年	2,120	2,150	2,175	2,200

5節

めざすまちの姿

市民一人ひとりの人権が尊重され、差別や偏見がなく、人権が文化として定着したまちをめざします。

現状と課題

本市では、市民一人ひとりの人権が尊重される社会をめざして、人権教育・人権啓発などに取り組んでいます。

しかしながら、今日もなお、同和問題や、女性、子ども、高齢者、障がいのある人などに対する差別事件・事象が起こっており、問題も多様化しています。さらに、インターネットを悪用した人権侵害など、新たに対応すべき問題も生じています。

これらの問題の解決には、人権の意義や重要性を知識として確実に身に付け、日常生活の中で人権への配慮がその態度や行動に現れるような人権感覚を培うことが極めて重要です。そのためには、行政のあらゆる分野において人権尊重の視点に立った施策を総合的に推進し、学校、地域社会、家庭、職場などにおいて、市民一人ひとりが人権意識を高めるための取り組みを進めていく必要があります。

さらに、人権侵害の発生や拡大を防止し、あらゆる人権侵害を対象とする総合的な相談サービスを提供するためには、市民がいつでも、どこでも、だれでも、気軽に相談できるように、身近な相談窓口の充実が必要です。また、複雑化した社会の中で、相談事例も単一の窓口では対応できないケースもあることから、相談窓口のネットワークは必要不可欠です。

行政と市民等の役割

行政の果たす役割	市民等に期待される役割
●人権尊重の理念を普及・啓発し、人権尊重を基本とする地域づくりを進めるため、人権教育と啓発を推進します。	●人権問題を他人事ではなく、自らの問題としてとらえ行動しましょう。
●あらゆる分野において、男女共同参画が図られるよう意識啓発と環境整備を推進します。	●人権尊重の精神の涵養と人権が尊重される社会の実現に努めましょう。
	●男女共同参画を身近なものとしてとらえ、生活や働き方などを男女共同参画の視点から見つめ直しましょう。

*「人権尊重の精神の涵養」とは、お互いの人権について、正しく理解し尊重し合う心を生涯にわたり、生活の中のあらゆる場で身に付けること

取り組みのあらまし（個別施策の展開）

I 人権感覚の醸成

- 人権教育基本方針や人権施策推進計画に基づき、人権問題の解決に向けた人権教育や人権啓発の施策を実施します。
- 人権推進アドバイザーや指導者などを養成します。
- 自治会、生涯学習推進協議会、社会教育関係団体などが開催する人権学習の充実に努めるとともに、人権啓発事業の推進を支援します。
- 市民講座などを開催し、日常生活において人権感覚が身につく学習プログラムを提供します。
- 幼児期からの発達段階に応じた人権教育を進めます。
- 企業・事業所等と連携した人権講演会を開催するなど、人権が尊重される職場づくりに努めます。
- 市職員、教育関係者、医療・保健関係者、福祉関係者等人権にかかわりの深い特定の職業従事者が人権尊重の理念について理解し、常に人権尊重を基盤として業務を遂行できるよう、研修を一層充実します。

2 人権擁護体制の充実

- あらゆる人権侵害を対象として、総合的な相談と指導などにより救済に努めます。
- 人権擁護機関、人権関係団体等との連携を強化し、相談支援体制の充実を図ります。

3 男女共同参画社会の促進

- 宍粟市男女共同参画プランにより男女共同参画社会を推進します。
- 「男は仕事」「女は家庭」というような、文化や社会によって作られた性別による役割分担の固定的意識にとらわれず、個性や能力を社会で十分発揮できるよう、男女共同参画を進めます。
- 地域、家庭、職場、学校など市民生活のあらゆる場面で啓発活動と情報提供に努めます。
- 男女が社会の対等な構成員として、政策・方針や意思決定の場への共同参画を促進します。

4 DV対策の充実

- 被害の予防、被害者の早期発見、相談、保護、自立支援、支援体制など、DV対策の基本方針となるDV対策基本計画を策定します。
- 関係機関・警察・民間支援団体と連携し、それぞれの役割分担のもと、一体となった支援体制を構築します。

重点事業

人権啓発推進事業 人権推進アドバイザー養成事業 市民活動支援補助事業 人権相談事業 男女共同参画推進事務 宍粟市DV対策基本計画の策定 DV防止教育・啓発事業 市民学習会の推進

まちづくり指標

指標名	単位	H21年度 現況値	H23年度 目標値	H25年度 目標値	H27年度 目標値
生推協人権学習等実施回数 (地区・自治会別学習会、研修会、発表会)	回/年	135	140	150	160
人権講演会参加者数	人/年	300	500	500	500
男女共同参画講演会参加者数	人/年	350	350	500	500
政策決定の場(審議会・委員会) の女性の進出の割合	%	16	18	20	25



6節

芸術・文化活動の推進

めざすまちの姿

市民が郷土の歴史・文化を学び、地域との結びつきや価値を見出し、文化と伝統に息づいたまちをめざします。

現状と課題

本市は、「播磨国風土記」にも記されているとおり、播磨国の開拓神「伊和大神」の本拠という歴史と神話を有し、市内の各地域には古い歴史を物語る遺跡や史跡、建造物が点在し、伝統的な神事や祭り、伝統芸能が継承されています。しかしながら、急激な社会状況の変化に伴い人々の生活様式も変化し、少子高齢化が進むなかで伝統文化の継承が困難な状況にある地域もあり、伝統文化の継承への支援が必要となっています。

さらに、郷土に対する理解と関心を深めるためには、本市の歴史や伝統文化を学ぶ機会を積極的に提供していくことが大切です。

一方、発掘調査を行った埋蔵文化財出土品や、収集した古文書、民俗資料など貴重な資料を整理し、次世代に地域の歴史を継承する文化財などとして保存・活用していくことが求められています。

また、より多くの市民が芸術文化に親しむことのできるよう、魅力ある芸術文化事業の実施や、芸術文化活動の担い手である市民文化グループやサークルを継続的に支援・育成するとともに、こうした活動が地域の中で活かしていく環境が必要となっています。

(単位：人)

宍粟市の芸術文化施設入場者数の推移



その他施設：歴史資料館、波賀城史蹟公園、たたらの里資料館

6節 芸術・文化活動の推進

まちづくりアンケート調査結果

市内の歴史芸・文化財・伝統能など 平成22年度
市民の関心度 45.8%

行政と市民等の役割

行政の果たす役割	市民等に期待される役割
<ul style="list-style-type: none"> ●文化財の保護と普及啓発を進めます。 ●芸術文化に親しみ学習する場を提供し、地域の芸術文化的資源を保存伝承する人材育成に努めます。 ●芸術文化施設の活性化を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の芸術文化的資源を保存伝承することが期待されます。 ●芸術文化活動に積極的に参加し、自己研鑽と地域づくりの担い手となることが期待されます。

取り組みのあらまし（個別施策の展開）

I 歴史・文化資源の保全・活用

- 指定文化財の管理指導、歴史講座などの開催、埋蔵文化財の調査などを実施し歴史的文化資源の保全・活用を図ります。
- 資料館・収蔵庫などで保管している発掘調査出土品・古文書・民具などを系統的な分類と整理を行い、展示・学習、地域づくりの資料としての活用を図ります。
- 貴重な建造物・美術工芸品・無形民俗文化財・遺跡・史跡・天然記念物などを調査研究し、貴重な文化財については、新たに指定し、適正な保存・活用に努めます。また、既に指定した文化財・収蔵資料については、適正な保存管理に努めます。
- 長い歴史の中で培われてきた優れた伝統芸能を次世代に継承していく

ために、市民の主体的な保存活動組織を支援します。

2 地域文化創造活動の推進

- 文化活動の担い手となる文化協会に加盟する市民文化グループやサークルの育成と後継者の育成を支援するとともに、自主的な運営を促進します。
- 芸術文化分野における地域の特性を生かした新たな生涯学習講座を開設するとともに、魅力ある文化祭を開催し、文化に親しむ環境づくりに努めます。
- 市内の芸術文化施設などにおいて、魅力ある芸術文化事業を実施し、宍粟の芸術文化を高めていきます。

重点事業

- 文化財保護事業
- 文化財保存伝承活動（獅子舞、チャンチャコ踊り等）
- 郷土歴史資料整理事業
- 文化財マップの作成
- 文化財資源活用事業（岩塊流、泥炭層等）
- 宍粟市美術展
- しそう波賀観月会事業
- ふるさと文化祭
- 宍粟の芸術文化を高める事業（宍粟ゆかりの美術展など）



まちづくり指標

指標名	単位	H21年度 現況値	H23年度 目標値	H25年度 目標値	H27年度 目標値
宍粟市美術展出品数	品/年	209	215	220	230
伝統芸能保存団体数	団体	22	22	22	22
芸術文化施設入場者数	人/年	94,840	96,000	97,500	100,000

めざすまちの姿

市民だれもが健康で生きがいにあふれた生涯を送るため、気軽にスポーツに親しむことができるまちをめざします。

現状と課題

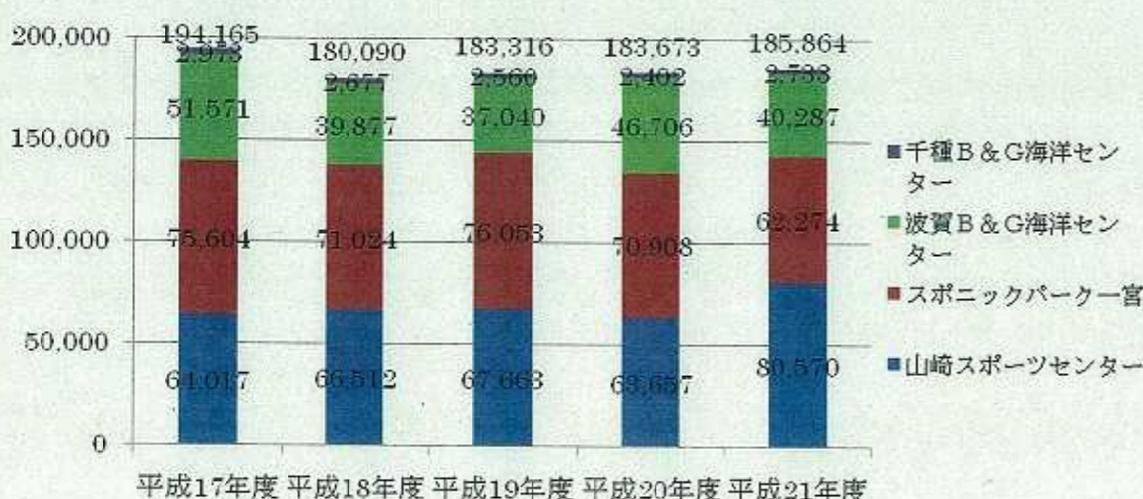
近年、余暇時間の増大や健康志向の高まりなどにより、ウォーキングやランニング、レクリエーションなどの運動やスポーツをライフスタイルにあわせ身近に楽しむ市民が増えています。

国は、だれもが、それぞれの体力や技術、趣味、目的に応じて、日常的にいつでも、どこでも気軽にスポーツに親しむことができる「総合型スポーツクラブ」の全国展開を進めています。

本市では、平成17年度に全ての小学校区で地域スポーツの推進組織「スポーツクラブ21」が設立されています。運営の担い手不足などクラブの運営に課題を残していますが、地域に密着したスポーツ活動の充実を図るために、「スポーツクラブ21」の地域スポーツ推進組織としての発展とスポーツ指導者やボランティアなどの人材育成への支援が求められています。

また、市民がスポーツへの関心を高め、さまざまなスポーツを楽しむために、市内のスポーツ施設を市民が利用しやすい環境に整備する必要があります。

音水湖では、カヌー競技の地元選手育成の場や児童生徒のカヌー体験、家族のレジャーとして活用されておりますが、カヌーが市民に広く親しまれる宍粟市の特色ある生涯スポーツとして普及・啓発が必要となっています。



まちづくりアンケート調査結果

市民が週1回以上、運動などしている割合 平成22年度
11.4%

行政と市民等の役割

行政の果たす役割	市民等に期待される役割
●だれもが身近でスポーツに親しめる機会を提供します。	●健康で豊かな生活を送るため、日常的にスポーツを行う習慣を身につけることが期待されます。
●安全で利用しやすい施設整備を進めます。	●様々なスポーツ活動に積極的に参加することが期待されます。
●競技スポーツ選手の育成と支援を行います。	
●市民に親しまれるスポーツとして、カヌーの普及・啓発に努めます。	

取り組みのあらまし（個別施策の展開）

I 生涯スポーツ活動の推進

- スポーツや健康づくりへの関心が高まるよう、スポーツ関連情報や健康づくりに関する情報を積極的に提供します。
- ライフスタイルにあわせた運動プログラムの普及と体力や年齢に応じたスポーツ教室やレクリエーションスポーツの開催に努めます。
- 障がいのある方や世代に関係なく交流できるスポーツイベントやスポーツ大会の開催を推進し、スポーツ交流人口の拡大を図ります。
- 地域に埋もれた人材を発掘し、専門的指導者の育成に努めます。
- 宍粟市体育協会や地域スポーツクラブ21など、スポーツを振興する団

体を支援します。

2 競技スポーツの強化と振興

- 一流競技者・指導者を招聘した講習会や研修会を開催し、指導者や選手の育成強化に努めます。

3 地域資源を生かしたスポーツの推進

- カヌー体験教室の開催や大学などの合宿、全国規模の大会の誘致など、カヌーを活かしたスポーツ交流活動を促進します。
- カヌー競技選手の強化に向けた体制づくりを図ります。
- 市民に広く親しまれ、宍粟市の特色ある生涯スポーツとして、カヌーの普及・啓発に努めます。
- 水田を利用したバレー・ポール大会を開催するなど、スポーツ交流活動を促進します。

重点事業

- 競技スポーツ活動の推進
- 地域ふれあい型スポーツの推進
- 日常化スポーツの推進（ジョギング、ウォーキング、散歩、ストレッチ体操）
- カヌーによるスポーツ交流事業の推進



まちづくり指標

指標名	単位	H21年度 現況値	H23年度 目標値	H25年度 目標値	H27年度 目標値
スポーツ施設利用者数	人/年	123,020	124,000	125,000	126,000
指導者養成、研修会、講習会回数	回/年	2	4	5	6

めざすまちの姿

高速インターネット・携帯電話などの情報通信が利用できる環境が整備され、市民が情報化社会にふさわしい便利な生活を実感できるまちをめざします。

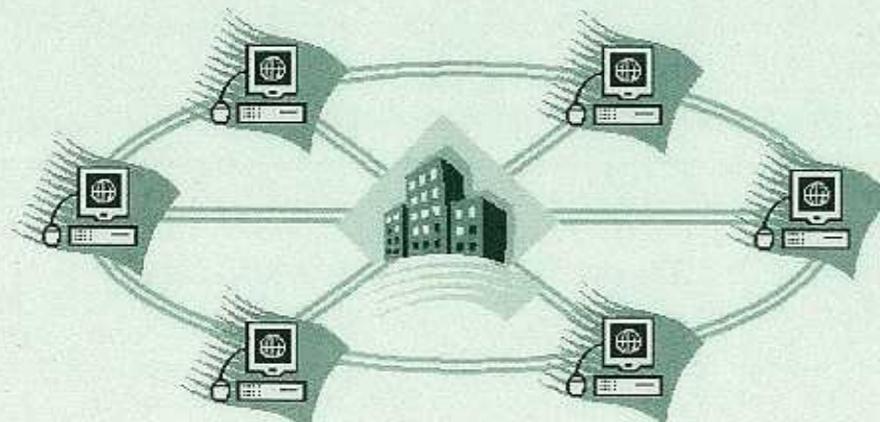
現状と課題

情報通信技術の急速な進展により、パソコンや携帯電話をはじめとする情報機器が普及し、現在では市民生活を支える重要な社会基盤となっています。

本市では、平成19年度～平成21年度に実施した地域情報通信基盤整備事業によって、情報通信基盤（光ファイバー網）を整備し、高速インターネット・各家庭への連絡手段の地域格差を解消したものの、携帯電話については、山間部の谷間など一部地域で依然として不感地域が存在し、採算性の面から通信事業者によるサービス展開が厳しい状況にあります。

今日の情報通信技術の進展に伴い、行政サービスに対する市民ニーズも高度化・多様化している中、市民から行政に対しては、インターネットを通じた行政情報・地域情報の提供、さらには行政への各種申請手続などの手段として、情報通信技術を活用した市民サービスの展開が望まれています。また、情報通信基盤を利用し、さまざまな分野における行政と市民による双方向通信システムの導入・活用を進めていくことも検討すべきです。

また、市民の情報リテラシーの向上が課題であり、小・中学校などの児童・生徒、高齢者をはじめとする情報弱者のコンピューター活用能力の向上を支援するための機会を提供することが必要です。



まちづくりアンケート調査結果

情報化社会に対応したまちと市民 が思う割合	平成22年度 51.9%
--------------------------	-----------------

行政と市民等の役割

行政の果たす役割	市民等に期待される役割
<ul style="list-style-type: none"> ●地域情報化計画を計画的に進めます。 ●携帯電話の不感地域の解消に向け、民間事業者に不感解消の要望を行います。 ●電子自治体を進めます。 ●市民の情報リテラシーの向上を図る機会を提供します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●情報通信技術による行政情報や行政サービスの積極的な利用を期待します。

取り組みのあらまし（個別施策の展開）

I 携帯電話不感地域の解消

- 通信事業者に対し市の光ファイバーの予備芯線を貸し出すなど、積極的な要望活動に努め、携帯電話の不感地域の解消に向け取り組みを推進します。

2 行政サービスの高度化・効率化の推進

- 行政全般にわたる業務の効率化、庁内の情報の共有化、事務処理の迅速化

化・簡素化等を図るため、全庁横断的に費用対効果、優先順位等を勘案し、効率的、効果的な情報化の構築を推進します。

- 従来、窓口で行ってきた申請手続について、情報通信技術を活用し、家庭や職場から行えるようにするなど、情報化社会に対応した行政サービスの提供を推進します。このため、電子申請の必須となる住民基本台帳カードの普及に向け取り組みます。さらに、電子入札についても実施に向けて取り組みます。
- 少子高齢化社会の到来に伴い、宍粟市においても一人暮らし、高齢者世帯が増加しており、日常的に高齢者を見守ることや健康管理を支援するため情報通信技術を活用し推進します。

3 地域産業活性化のための情報化の推進

- 本市のホームページに掲載されている観光情報、特産物の宣伝、宿泊施設の紹介等により多くアクセスしてもらう方法を検討し地域産業の活性化を計ります。

4 情報化社会に向けた人づくりの推進

- セキュリティポリシーの継続的な見直しを行うとともに、万が一の事態に備えた体制づくりに努め、職員に対する情報セキュリティ教育を実施します。また、宍粟市個人情報保護条例を遵守し、安全性に十分配慮のもと、市民サービスの向上に努めます。
- 市内の情報化を進める上では、市民の情報リテラシーの向上が不可欠であります。このため、小・中学校などの教育現場における児童・生徒の情報リテラシー向上をはじめ、全ての市民、特に高齢者など情報弱者のコンピューター活用能力の向上を支援するため、パソコン教室などを充実します。

重点事業

移動通信施設整備事業 電子申請・電子入札システム導入事業

まちづくり指標

指標名	単位	H21年度 現況値	H23年度 目標値	H25年度 目標値	H27年度 目標値
住民基本台帳カード発行件数（累計）	件数	1,764	2,200	2,900	3,600

*情報リテラシーとは、情報 (information) と識字 (literacy) を合わせた言葉で、情報を自己の目的に適合するように使用できる能力のことです。



2節

道路網の整備

めざすまちの姿

道路が持つ多面的な機能が十分に発揮され、市民が安全で快適な生活を送ることができる道路網が整備されたまちをめざします。

現状と課題

道路は、歩行者や自動車の交通移動基盤だけでなく、市民生活や地域の経済活動、地域との交流を支える重要な社会基盤です。

本市の道路網は、南北に縦貫する国道29号、県道若桜下三河線、養父宍粟線が縦断し、東西は国道429号、県道宍粟下徳久線が横断し骨格を形成しています。

市道の道路整備状況を見ると、平成22年4月1日現在、1,399路線、延長約585km、舗装率85.9%、改良率51.1%となっていますが、山間部の集落間を結ぶ道路未改良部分や市内全域には狭隘な道路が多く、災害時における孤立集落の発生や緊急車両が進入できないなど、市民生活の安全性や利便性の確保が課題となっています。

また、市内の国道や県道においても、幅員が狭小で歩道未設置区間が児童・生徒の通学路となり、通行上大変危険であるため早期解消を図る必要があります。

道路管理では、日常的なパトロールの実施や補修計画により適正な維持管理を行うとともに、市民活動による美化や清掃活動が行われることが期待されます。

行政と市民等の役割

行政の果たす役割	市民等に期待される役割
<ul style="list-style-type: none"> ●市民が安全で快適な生活が送れるよう道路整備を推進します。 ●市民等との協力のもと、適正な道路管理に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●清掃や除草、植栽の管理など道路の維持管理作業について行政と協働で行いましょう。 ●身近な道路の損傷状況や障害物などについて、市に報告しましょう。

取り組みのあらまし（個別施策の展開）

1 生活基盤としての交通網の整備

- 市内の交通流動円滑化のため、幹線道路の計画的かつ効率的な整備を進めます。また、兵庫県の合併支援道路や主要地方道の拡幅・改良整備に努めます。
- 未改良部分・狭隘道路の計画的な整備を進めていきます。
- 災害時の道路網寸断による孤立集落の防止のため迂回路など防災道路の整備を進めます。

2 適正な道路管理の推進

- 日常のパトロールにより道路状況を正確に把握し、計画的な維持補修に努めます。また、災害などの緊急時や除雪作業など迅速な対応ができるように道路管理に努めます。
- 道路の美化・保全のため、市民と協働しながら道路環境の美化・保全に努めます。

重点事業

道路新設改良事業 道路、橋梁維持補修事業



まちづくり指標

指標名	単位	H21年度 現況値	H23年度 目標値	H25年度 目標値	H27年度 目標値
道路改良率	%	51.1	51.3	51.5	51.7

※ 道路改良率とは、道路幅員が4.0m以上に改良された道路

めざすまちの姿

防災基盤の整備が推進されるとともに、市民の災害への備えや防災意識の高揚及び自主防災組織の強化が図られ、市民生活を脅かす危機（自然災害、感染症など）に対し、迅速かつ適切な対応ができるまちをめざします。

現状と課題

近年の異常気象により、地震や台風、局地的な集中豪雨などの自然災害による大きな被害が全国的に発生している中、本市においても、平成21年8月の台風第9号により、住宅被害559件、河川101箇所、市道81路線、農地138件など甚大な被害を受けました。このことを契機に「宍粟市台風第9号災害検証及び復興計画検討委員会」を設置し、災害の検証と対策及び復興について提言がなされ、これを「宍粟市災害復興計画」と位置づけました。

今後は、この災害復興計画に基づき、自主防災組織・消防団・行政との防災体制の強化、関係機関との情報を共有するネットワーク化の構築、災害・避難情報の伝達手段の周知徹底など、災害に備えた危機管理体制の強化が必要となっています。

さらに、新型インフルエンザなどの感染症対策や、武力攻撃事態に備えて、国民の生命・身体・財産の保護をする国民保護対策など、あらゆる危機を防除し軽減するために、「地域防災計画」や「国民保護計画」などに基づき総合的な危機管理体制を構築することが必要となっています。

まちづくりアンケート調査結果

災害に対し避難場所の確認や非常用持出品の備えができている市民の割合	平成22年度
32.2%	

行政と市民等の役割

行政の果たす役割	市民等に期待される役割
<ul style="list-style-type: none"> ●あらゆる危機に備えて危機管理体制を整備します。 ●基盤整備を推進し、災害対策に努めます。 ●関係機関との連絡体制の整備、自主防災組織の育成など地域防災の充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ●日頃から、様々な災害を想定し、それに応じた防災対策を自ら講じましょう ●自主防災組織による訓練に積極的に参加し、必要な知識や技術の取得に努めましょう。 ●自分の命は自分で守る自助の意識を持ちましょう。

取り組みのあらまし（個別施策の展開）

1 危機管理体制の構築

- 自然災害、感染症、武力攻撃などのあらゆる危機に対し迅速かつ適切に対応するため、総合的な危機管理体制を整備します。
- 職員の危機管理意識の向上や訓練に取り組み、危機管理能力を強化します。

2 基盤整備・耐震・風水害対策の強化

- 急傾斜地崩壊対策事業、河川改修、橋梁の耐震化など、危険箇所の安全対策の推進に努めます。
- 山腹崩壊地及び浸食や異常な堆積をしている渓流などの荒廃山地において、災害の防止・軽減を図るために治山事業に努めます。

3 地域防災体制の充実

- 自主防災組織に対する防災訓練の実施を促し、市民の防災知識や意識の

啓発に努めます。

- 自主防災組織・消防団・行政との防災体制の強化を図ります。
- 県・警察などの関係機関との情報を共有するネットワーク化に向けて整備します。

重点事業

災害対策啓発事業 危機管理体制整備事業 急傾斜地崩壊対策事業 治山事業 自主防災組織支援事業



まちづくり指標

指標名	単位	H21年度 現況値	H23年度 目標値	H25年度 目標値	H27年度 目標値
自主防災組織指導回数（累計）	回	16	78	117	156
ひょうご・しそう防災ネットの加入者数（累計）	人	537	6,800	11,000	13,500
フェニックス共済加入世帯数（累計）	世帯	2,140	27	3,100	4,100
防災マップ、台帳作成団体数（累計）	団体	24	68	112	156
急傾斜地崩壊対策事業実施箇所数	箇所数/年	1	3	2	1

3節

消防
・
救急
(消
防
に
強
い
ま
ち
づ
く
り)

めざすまちの姿

消防・救急体制が充実するとともに、市民の防火・救命に関する意識が高まり、安全で安心して暮らせるまちをめざします。

現状と課題

近年、社会情勢の変化により、火災や事故、自然災害などの様相は、複雑多岐に及んでおり、これらの災害などによる人的・物的被害を最小限に抑えるとともに、緊急時の即応体制の強化が求められています。

本市においても、火災や救急、大規模災害などの不測の事態に適切に対応するため、消防車両や高規格救急車、消防資機材の計画的な整備・更新が必要です。

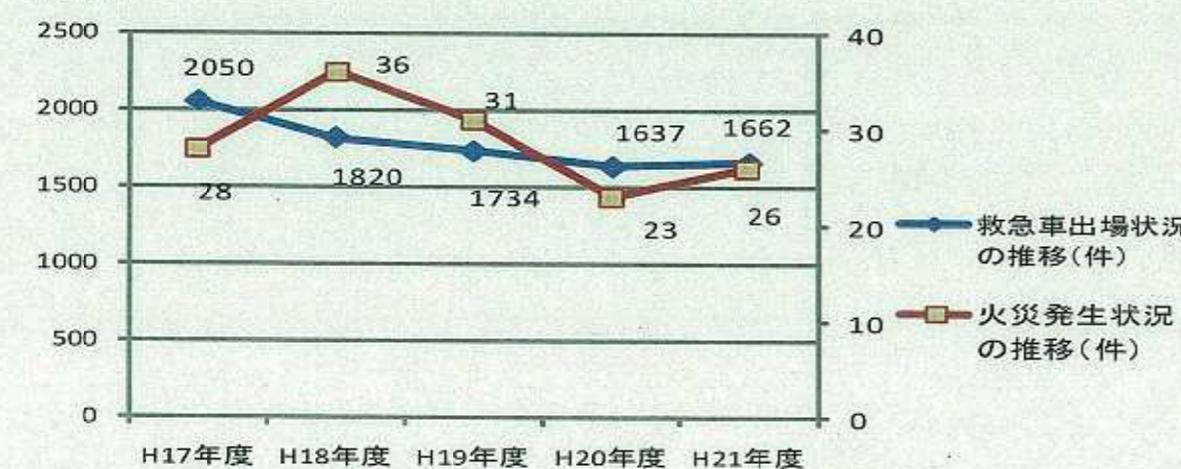
また、地域防災では、火災発生時の消火活動、地震や風水害の大規模災害発生時の救助・救出活動において、地域の消防団が重要な役割を担っておりますが、団によっては、団員の確保が困難な地域もあり、今後、消防団組織の強化が必要となっております。

防火対策では、あらゆる機会に火災予防の啓発を行い、市民の防火意識の高揚を図るとともに、防火対象物や危険物施設などの事業所への査察や検査を行い、火災予防が的確に実施されるよう指導が必要です。

救急出動では、平成17年度をピークに減少傾向にありますが、利用者の約半数が軽症であることから、救急医療への理解を深め、節度ある利用に向けた啓発が必要です。

また、救急患者の搬送と受入れを円滑かつ確実にするため、関係機関と連携しながら絶えず救急医療体制の検証と見直しを実施し、救命率の向上に努める必要があります。さらに、救急救命士の養成や高度救命用資機材の整備、AEDを使用する救命講習会の実施など市民による応急手当の普及啓発を推進し、病院到着前の救護を充実する必要があります。

宍粟市の救急出動・火災発生件数の推移



3節 災害に強いまちづくり（消防・救急）

行政と市民等の役割

行政の果たす役割	市民等に期待される役割
<ul style="list-style-type: none"> ●市民の生命と財産を災害から守るために、消防体制を強化します。 ●日頃からの防火意識の啓発に努めます。 ●救急救命体制の強化を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ●「自分の生命・財産」は、自分で守っていくという自助の意識を高めましょう。 ●日頃から火災予防に努めましょう。 ●救急救命活動に必要な知識や技術の取得に努めましょう。 ●救急車の節度ある利用に心がけましょう。

取り組みのあらまし（個別施策の展開）

I 消防体制の強化

- 消防救急無線のデジタル化に向け、消防救急無線設備の整備を進めます。
- 消防施設整備計画に基づき、消防・救急需要の高度化に対応した消防車両や高規格救急車、消防資機材の計画的な整備・更新を進めます。
- 消防団の消防力向上のため、消防施設の適正な配置を図ります。
- 消防団員の確保に向けた取り組みを進めます。

2 火災予防対策の推進

- 春・秋季火災予防運動、文化財防火デー等の行事を通じて、市民一人ひとりの日頃からの防火意識の啓発に努めます。
- 住宅用火災警報器の普及啓発に努めます。
- 防火管理講習会を開催するとともに、防火管理体制の強化を図ります。また、違反対象物の是正に努めます。
- 危険物に係る事業所に対して、安全管理の徹底を呼びかけるとともに、定期的な巡回点検を行います。

もに、広く市民に危険物に対する意識の啓発に努めます。

3 救急救命体制の強化

- 普通救命講習会を実施し、市民による応急手当の普及啓発を図り、救急車到着前の救護を充実します。
- 救急救命体制の強化を図るため、救急救命士の養成や高度救命用資機材の充実を図ります。
- 救急患者の搬送と受入れを円滑かつ確実にするため、医師会、県など関係機関と連携しながら、絶えず救急医療体制の検証と見直しを実施します。

重点事業

消防救急無線デジタル化整備事業 消防本部施設整備計画事業 火災予防運動行事事業 住宅用火災警報器の設置促進事業 防火対象物立入検査推進事業 危険物施設立入検査推進事業 普通救命講習普及事業・応急手当講習普及事業 救急救命士養成事業・MC協議会推進事業 消防団消防施設整備事業

まちづくり指標

指標名	単位	H21年度 現況値	H23年度 目標値	H25年度 目標値	H27年度 目標値
火災発生件数	件/年	26	22	18	15
住宅用火災警報器設置世帯数・設置率	世帯	5,062	9,900	11,000	12,400
	%	36.6	69.2	76.9	86.7
救命率	%	10.0	10.0	10.0	12.0
救急救命士養成数（累計）	人	25	27	29	30
普通救命講習実施数	回/年	33	52	52	52

*救命率とは、心臓の疾患が原因でかつ、心肺停止の時点を一般市民により目撃された症例のうち、1か月後生存が確認された症例の率。全国平均 9.1% 救急蘇生統計（2008年）

めざすまちの姿

交通ルールが遵守され、安全で安心な交通社会が形成されたまちをめざします。

現状と課題

車両運転者や歩行者に対する交通マナーの啓発活動や、高齢者や幼児・児童・生徒を対象とした交通安全教室の実施など、関係機関と連携しながら、交通安全意識の高揚と事故防止に取り組んでいます。

しかしながら、市内の交通事故件数は、横ばい傾向にあり、死者数は増加し重大事故が発生し、特に、高齢者が当事者となる事故が、件数・死傷者数ともに増加しています。高齢化の進行に伴い、今後も事故の増加が一層懸念され、高齢者の事故防止対策が急務となっています。

また、交通事故を抑制するには、幅員狭小区間の改良や歩道の未設置箇所の整備など、通行上危険な区域の早期解消を図る必要があります。

さらに、ガードレール・カーブミラーの設置など交通安全施設の整備・充実に取り組んでいくことが必要となっています。

行政と市民等の役割

行政の果たす役割	市民等に期待される役割
●「宍粟市交通安全計画」に基づき、関係機関と協議・連携しながら、効果的な交通安全対策を進めます。	●交通ルールとマナーを遵守し、交通安全に心がけましょう。
●交通事故危険箇所について、交通安全施設の整備を進めます。	●通学・通園時間帯を中心に地域の子どもの見守り活動への参加が期待されます。
	●交通事故危険箇所や安全施設の破損などを発見した時には通報しましょう。

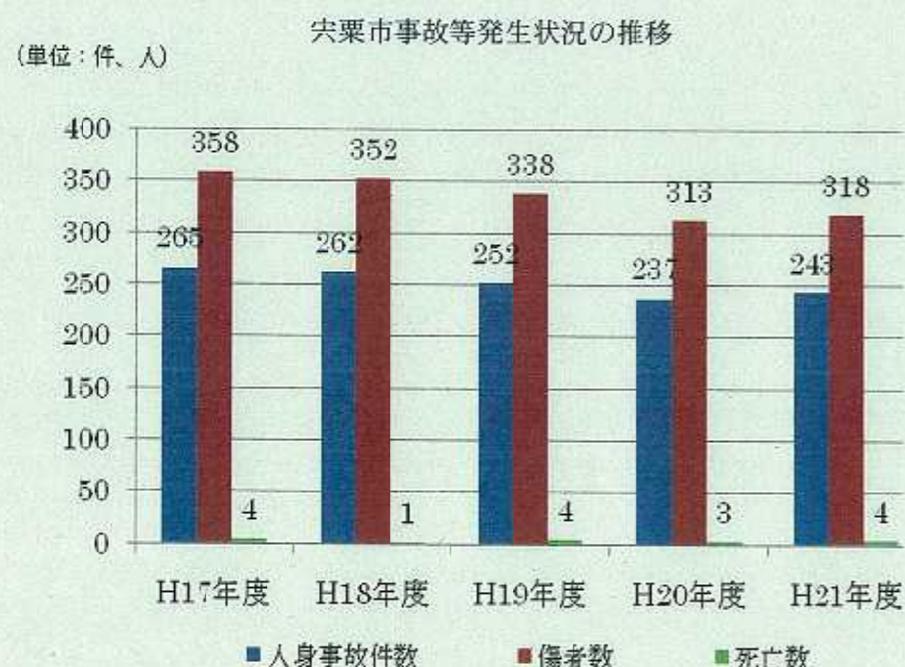
取り組みのあらまし（個別施策の展開）

1 交通安全教育と啓発の推進

- 宍粟警察や山崎・安積交通安全協会と連携しながら、これまで実施している幼稚園・保育園及び小・中学校の交通安全教室を継続的に実施します。
- 高齢者大学や老人クラブ活動などを通じて、交通安全教室を開催します。
- 各種団体や事業所などと連携し、交通安全の啓発に努めます。

2 交通安全施設の整備

- 交通事故の危険性の軽減と円滑な交通の確保に向け、車両や歩行者の通行量が多い危険箇所を中心に、国・県に対しても働きかけ、歩道の設置や道路改良の整備を進めます。
- ガードレール、カーブミラーなどの交通安全施設の整備を進めます。



資料：宍粟警察署

重点事業

交通安全教室事業 交通安全施設設置事業



まちづくり指標

指標名	単位	H21年度	H23年度	H25年度	H27年度
		現況値	目標値	目標値	目標値
交通事故死亡件数	件	4	0	0	0
交通事故発生件数	件	1,563	1,500	1,425	1,350

めざすまちの姿

市民一人ひとりの防犯意識が高まり、犯罪や事件が少ない安全・安心なまちをめざします。

現状と課題

全国的に、子どもや高齢者などの社会的弱者を対象とした犯罪が増加し、社会情勢を反映した新たな犯罪も増加傾向にあるなか、本市においても、犯罪の発生件数は増加しており、平成21年には337件となっています。

地域の防犯対策では、自治会、ボランティアなどを中心に防犯灯の設置、「こども110番の家」の設置、通学児の子ども見守り活動、まちづくり防犯グループによる巡回活動など、市民自らの力で地域の暮らしの安全を守っていく取り組みが積極的に展開されています。このように、「地域の安全は地域で守る」共助の考えのもとに、ボランティア団体、警察、学校、行政などの関係機関が一体となって、安全確保に向けた取り組みを行うことが重要となります。

また、振り込め詐欺事件や悪質商法などの消費生活に関するトラブルが増加しており、社会問題となっています。このため、市民一人ひとりが犯罪に対する危機意識を持つとともに、学校・家庭・地域・行政が一体となった取り組みを行い、犯罪者にねらわれない、犯罪者をつくらない、地域社会を形成していくことが求められています。

宍粟市の刑法犯罪認知件数



資料：宍粟警察署

まちづくりアンケート調査結果

消費者トラブルに対する啓発活動、相談体制が十分できていると思う市民の割合
平成22年度 39.5%

行政と市民等の役割

行政の果たす役割	市民等に期待される役割
●市民の防犯活動への参加意識を高め、地域防犯活動への指導・相談など、地域における防犯活動を支援します。	●戸締りや防犯ブザーの設置など、自主的な防犯対策に努めましょう。
●消費生活や防犯に関する各種啓発や相談体制の充実を図ります。	●防犯パトロール、登下校時の見守りなど地域ぐるみの防犯活動に参加しましょう。
	●地域の中で声かけなどを積極的に行い、防犯情報の共有、防犯に対する意識の高揚に努めましょう。
	●悪徳商法をはじめ消費生活問題に対する知識を深めましょう。

取り組みのあらまし（個別施策の展開）

I 防犯対策の支援・充実

- 子ども見守り隊、まちづくり防犯グループなど市民・地域による自主防犯体制の充実を図り、夜間の犯罪防止や通学児の安全確保に努めます。
- 防犯灯の整備を進めるとともに、青色防犯パトロールによる巡回を実施します。
- ボランティア団体、警察、学校、行政などが連携を図り、情報を共有するネットワーク体制を構築します。

2 安全な消費生活の確保

- 消費生活をめぐるさまざまな問題に関する情報提供や啓発活動を推進し、市民の消費生活に関する知識を高めます。
- 悪質商法など消費生活における被害者救済のため、専門知識を持った相談員による消費生活相談を充実し、問題解決に向けた助言や処理手続の支援を行います。

重点事業

防犯灯整備事業 防犯活動推進事業 消費者啓発事業 消費者相談事業



まちづくり指標

指標名	単位	H21年度 現況値	H23年度 目標値	H25年度 目標値	H27年度 目標値
青色パトロール巡回数	回/年	48	96	96	96
犯罪件数	件/年	178	160	144	129
消費者相談件数	件/年	27	110	110	110

5節

新しい交通手段の確保

めざすまちの姿

路線バスの運行確保やコミュニティバスの整備・充実により、子どもや高齢者、障がいある人などの交通弱者が安心して、円滑に移動できるまちをめざします。

現状と課題

宍粟市の公共交通は、路線バスとその路線バスの休止による代替交通として一部の地域で運行している乗合バスがあり、通勤、通学、通院、買い物などの市民の日常生活を支える移動手段として重要な役割を果たしています。

しかしながら、自家用車の普及や少子高齢化などに伴い、公共交通の利用者は年々減少傾向にあり、現在の運行形態を維持していくことは厳しい状況となっています。また、一方では、高校生をはじめとする自家用車などの移動手段を持たない住民にとって、公共交通は重要な役割を担っており、効率的で利便性の高い、公共交通の確立など複雑かつ多様な課題を抱えています。

これらの課題を踏まえ、市民のニーズや地理的条件など、地域の実情にあった持続可能な公共交通の確保を図る必要があります。

(単位：人)

宍粟市のコミュニティバス利用者の推移



行政と市民等の役割

行政の果たす役割	市民等に期待される役割
<ul style="list-style-type: none"> ●バスに関する情報公開・意見聴取及び関係機関との協議・連携しつつ、宍粟市の実情にあった持続可能な施策を展開します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●効率的で利便性の高い運行に向けた事業者の取り組みが期待されます。 ●利用者や地域住民自らが、公共交通を支える一員として、利用促進に努めましょう。

取り組みのあらまし（個別施策の展開）

I 既存公共交通の運行確保

- 広域的な路線系統となる幹線については、既存バス路線の運行維持に努め、事業者によるノウハウや資産・設備等を活用しながら安全な運行とともに利便性の向上を図ります。
- 路線バスと接続する支線として運行しているもしもしバス、思いやり号、スクールバス混乗等への運行については、利用状況等を基に検証を行い、地域特性・利用者ニーズに応じた運行計画の見直しなど適切な運行を図ります。

2 新しい公共交通システムの構築

- 「宍粟市地域公共交通総合連携計画」に基づき、実証運行を行う中で利用状況にあった運行形態を検証し、持続可能な公共交通システムの構築をめざします。
- 移動手段の確保だけでなく、利便性の向上、地域コミュニティの醸成など、まちづくりに寄与できる交通システムとして、地域で支え合う住民主導型運行を支援します。

重点事業

地方バス等公共交通維持確保対策事業 地域生活交通対策事業 乗合タクシー事業
住民主導型生活交通運行支援

まちづくり指標

指標名	単位	H21年度 現況値	H23年度 目標値	H25年度 目標値	H27年度 目標値
宍粟市コミュニティバス利用者数	人/年	7,220	7,400	7,600	7,700

6節

住環境の整備（住宅・公園の充実）

めざすまちの姿

市民・事業者・地域・行政が一体となり、住宅の耐震化、空き家制度、市営住宅及び公園の整備を促進し、快適な住環境のまちをめざします。

現状と課題

人口の減少、少子・高齢化社会の進行、住民のライフスタイルや家族形態が多様化するなかで、新たな時代に対応した住宅施策が求められています。

本市では、平成22年度からの10年間の「市営住宅整備計画」を策定し、老朽化が進んでいる市営住宅の建替事業を推進するとともに、魅力ある居住環境の形成を図っていく必要があります。

また、現行の建築基準法に基づく構造基準に満たない住宅が多くあり、地震災害による倒壊の危険性などが指摘されていることから、こうした住宅の耐震補強を早急に進めていくことが必要となっています。

さらに、美しい自然に囲まれながらゆっくりと時間が流れるスローライフを楽しみたい人、生まれ育った郷土に戻って働きたい人などを支援する「空き家制度」の充実も進めていく必要があります。

潤いとやすらぎのある居住空間を創出するうえで重要な役割を担う公園は、スポーツ・レクレーションの場のほか、地域コミュニティ活動の場や災害における広域避難場所となるなど、多様な機能を市民に提供しています。この多面的な機能が十分に発揮され、市民に親しまれる公園の管理や整備が必要となっています。

まちづくりアンケート調査結果

住宅周辺や道路、公園で良好な景観が形成されていると思う市民の割合

平成22年度

65.5%

行政と市民等の役割

行政の果たす役割	市民等に期待される役割
●市営住宅整備計画に基づき、市営住宅を計画的に整備します。	●市民自ら住みやすい環境づくりへの取り組みが期待されます。
●公園・緑地の適正な維持・管理に努めます。	●地域に密着した親しみのある公園づくりに参加しましょう。

取り組みのあらまし（個別施策の展開）

1 住宅環境の充実

- 市営住宅整備計画に基づき、老朽化した市営住宅の整備を推進します。
- 宅地分譲による市有遊休地の利活用の推進や、空き家情報を充実し住環境の整備に努めます。
- 災害時の家屋倒壊の被害から市民の生命・財産を守るため、「簡易耐震診断推進事業」・「わが家の耐震改修促進事業」を継続的に推進し、住宅の耐震化を推進します。
- 高齢化社会の進行を踏まえ、高齢者などに配慮した市営住宅の整備を推進するとともに、維持管理、修繕計画を策定し適正な管理に努めます。

2 公園・緑地の整備促進

- 公園・緑地の美観及び安全性を維持するため、身廻りや施設の点検を強化し、安心で快適に利用できる公園の運営を図ります。
- 地域に密着した公園づくりを推進するため、市民と協働で維持管理できる仕組みの構築を図ります。

重点事業

市営住宅整備事業 公園施設修繕事業



まちづくり指標

指標名	単位	H21年度 現況値	H23年度 目標値	H25年度 目標値	H27年度 目標値
住宅整備計画建替戸数	%	74.1	87	100	—
	戸数	80/108	94/108	108/108	—

めざすまちの姿

安全で良質な飲料水が安定供給され、かつ、下水道が完備した衛生的で快適な暮らしが営まれるまちをめざします。

現状と課題

上水道は、健康で文化的な市民生活を支える必要不可欠な生活基盤です。今後も効果的に計画的な施設整備を行うなど、飲料水の将来的な安定供給に努める必要があります。

水道普及率では、96.4%で県内の平均普及率99.8%を下回っており、上水道の普及啓発に努めるとともに、施設・管路の老朽化の計画的な更新整備が必要となっています。

水道事業経営においては、業務の効率化・合理化を図るなど一層の経営努力を行い、適正な料金設定の下、健全経営を推進していくことから、上水道事業と簡易水道事業の経営統合が必要あります。

下水道では、市民の衛生的で快適な暮らしづくりや河川などの公共用水域の水質保全など、市民生活に欠かすことのできない施設であります。

水洗化率は、99.2%の下水道整備率に対し、89.9%と低い状況であり、水洗化率の向上を図っていくとともに、下水道施設の適正な維持管理及び老朽化の計画的な更新を図る必要があります。

下水道事業経営においては、施設管理費や借入金の返済などの経費が収入を大きく上回っており、市の一般会計からの赤字補填に頼らざるを得ない状況であります。経営状況の明確化と透明性の向上などの観点から、下水道事業の地方公営企業法の適用について検討する必要があります。

行政と市民等の役割

行政の果たす役割	市民等に期待される役割
<ul style="list-style-type: none"> ●飲料水の安定供給を図るために、施設整備を計画的に推進するとともに、適正な維持管理に努めます。 ●上下水道事業の健全な経営に努めます。 ●上下水道の未接続世帯への普及啓発に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●水を限りある大切な資源として認識し、節水に心がけましょう。 ●自家水の水質検査を実施しましょう。 ●上下水道の早期の接続に努めましょう。 ●下水道施設は、市民共有の財産であることを認識し、適切な排水処理に心がけましょう。

取り組みのあらまし（個別施策の展開）

1 安定供給体制の確立

- 安定した良質な飲料水を供給するため、水質の保全に努め、水源施設、配水施設の充実など給水能力の向上を図ります。
- 老朽化した管路の更新については、漏水対策など水道の有効率向上の観点から計画的な整備に努めるとともに、耐震化に配慮します。
- 水が有限の資源であることを市民に啓発するとともに、節水に対する意識の高揚を図り水道事業に対する理解を求めます。

2 水道事業の健全な財政運営

- 水道事業が独立採算制に基づく公営企業であることから、水道料金の適正化、民間委託も含めた経営の合理化・効率化を推進します。
- 上水道事業と簡易水道事業の経営統合を推進します。

3 下水道施設の維持管理・水質保全

- 市民の快適な生活環境づくりや河川などの公共用水域の水質保全のため、下水道の必要性や重要性について積極的なPRに努め、下水道未接続の住宅や事業所などの水洗化の促進に積極的に努めます。
- 老朽化が進む管渠、マンホールポンプなどの計画的な更新を進めています。
- 浄化槽設置区域における水洗化促進を図るため、PRや啓発活動を行うとともに、浄化槽設置費を助成します。
- 都市計画区域内の中心市街地における雨水対策として、雨水幹線管渠の整備を進めます。

4 下水道事業の健全な財政運営

- 下水道事業の経営の健全化を図るため、使用料の適正化に努めます。
- 経営状況の明確化と透明性の向上など、下水道事業の地方公営企業法の適用を進めます。
- 浄化センター施設の統廃合の検討や下水道事務の民間委託化の推進など、効率化・適正化に努めます。

重点事業

上下水道接続普及事業 上下水道事業経営健全化事業 上下水道維持管理事業

まちづくり指標



指標名	単位	H21年度 現況値	H23年度 目標値	H25年度 目標値	H27年度 目標値
有収率（上水道）	%	85.3	88.0	90.0	90.0
経営収支比率（上水道）	%	101.9	106.0	102.7	100.5
下水道接続率	%	89.9	91.5	93.0	95.0
料金回収率（下水道）	%	44.2	50.5	51.0	52.0

※有収率： 年間の総配水量のうち、料金徴収の対象となった水量(有収水量)の割合。

※経営収支比率： 経常的な費用が、経常的収益によってどの程度賄われているかを示す割合。

※下水道接続率： 水洗便率とも言う。処理区域内人口に対する水洗便所設置済人口の割合。

※料金回収率： 汚水処理に要した費用に対する使用料の回収率を表しており、下水道事業の経営状況を表す数値。

めざすまちの姿

計画的な土地利用により、自然環境と調和し市民が「住みよい」と感じることができるまちをめざします。

現状と課題

本市は、総面積658.60km²と広大な土地面積を有していますが、約9割の山林と、その残りの1割を都市計画区域が4,901ha、農業振興地域6,095ha、保安林22,471haとなっているほか、国定公園区域や県立自然公園区域等がそれぞれ指定されており、効率的で計画的な土地利用を推進していくことが求められています。

市街地では、これまでに土地区画整理事業を進めていますが、進捗率4.2%と低い状況にあり、市街地の良好な住環境対策が求められています。

山林部では、地籍調査が完了しておらず土地所有者の高齢化や村離れが進み、これに伴い森林の荒廃が加速し、境界に関する記憶（人証）や境界の目印（物証）が年々失われてきており、このままでは、森林の荒廃が進むだけではなく、近い将来には山林の境界の消滅が危惧されていることから、引き続き山林部地籍調査を実施していく必要があります。

7節 有効な土地利用

取り組みのあらまし（個別施策の展開）

1 計画的な土地利用の推進

- 山崎町中井・段地区において、土地区画整理事業等を活用した良好な住環境整備を推進します。
- 県緑条例で指定する対象地域で、1,000平方メートル以上（一部の区域は500平方メートル以上）の規模の開発行為に対し適正な指導を行います。

2 地籍調査の推進

- 調査未了の山林部調査について、自治会及び土地所有者等の協力を得て順次進めます。

重点事業

土地区画整理事業 地籍調査事業



まちづくり指標

指標名	単位	H21年度 現況値	H23年度 目標値	H25年度 目標値	H27年度 目標値
地籍調査進捗率	%	54	57	60	62

行政と市民等の役割

行政の果たす役割	市民等に期待される役割
●「宍粟市都市計画マスター プラン」を策定し、総合的・計画的な土地利用の推進を図ります。	●都市計画制度や規制等の土地利用についての理解を深めます。
●地籍調査実施計画を策定し、早期に調査完了を目指します。	●山林部調査について、現地調査の立会いなどの協力を期待します。

1節

地域自治、

コミュニティ形成の推進

めざすまちの姿

地域の特性や課題に応じたまちづくりに地域が主体的に取り組む体制を構築し、地域自治組織活動に対する積極的な支援により地域の活性化が図られたまちをめざします。

現状と課題

少子高齢化の進行や高度情報化の進展、人々の価値観やライフスタイルの多様化、地方分権化の進展など社会情勢が大きく変化している中、地域特性を生かした特色あるまちづくりが求められています。

本市では、地区ごとに住民自治組織（自治会）が形成されているほか、老人クラブ、子ども会など様々な活動団体があり、地区集会所などを拠点として活動が展開されています。

地域づくりの基本は、自治会など地域コミュニティ単位で行う地道な活動にありますが、居住者の転入・転出が著しい地域などにおいては、自治会活動に消極的な世帯も少なからずあり、人間関係や地域の連帯感も希薄化しています。

また、過疎化・高齢化に伴い地域コミュニティ活動の維持が困難な地域もあり大きな課題となっています。

このため、活動拠点となる施設整備をはじめ、コミュニティ活動の活性化のための支援やコミュニティ活動の核となる人材の発掘・育成に努めるなど、地域と行政が一体となったまちづくり活動を展開することによって、自治機能の向上を図っていくことが必要となっています。

また、これまでの行政主導のまちづくりでは、市民ニーズの多様化・複雑化に対応することが難しくなってきています。

このため、従来の行政主導型の地域づくりから、「市民主導、行政支援」による市民主役のまちづくりへ転換することが求められています。

さらに、行政や地域の持つ情報の共有化を進めるほか、行政の事業推進の各段階において、市民の提案や意見が反映する仕組みを構築するなど、市民と行政が共に考えていく機会を増やしていくことが必要となっています。

まちづくりアンケート調査結果

行政と市民の参画と協働によるまちづくりができると思っていると思う市民の割合	平成22年度 39.1%
---------------------------------------	-----------------

行政と市民等の役割

行政の果たす役割	市民等に期待される役割
●地域コミュニティの活動に対し支援し、市民と一緒にまちづくりを推進します。	●地域コミュニティの重要性を認識し、住みよい地域づくりのための自主的な活動が期待されます。
●まちづくりの基本理念を定めた自治条例に基づき、市民の参画と協働によるまちづくりを推進します。	●市政に対する関心を高め、市民意見の収集の場を通じ、積極的な意見が期待されます。

取り組みのあらまし（個別施策の展開）

I 活力あるコミュニティ活動の推進

- 自治会、各種団体、サークル等が自主的・主体的に行う特色のあるまちづくり活動に対する助成制度を充実し、市民主体のまちづくりを推進します。
- 地域活動・交流の拠点となる地区及び自治会集会所などの機能強化に対し支援します。
- 自治会など地域に根ざした活動組織とNPOやボランティア組織、市民活動団体やグループなど、幅広い市民組織のネットワーク化を推進するための支援体制づくりに努め、市民力や地域力の向上を図ります。

2 コミュニティ組織の強化

- 出前講座しそうふれあいミーティングや地区生涯学習推進協議会の活用など地域づくりや学習機会の充実を図るとともに、地域の活性化を見据え活動する地域リーダーの育成に努めます。

3 市民参画と協働の推進

- 市民及び市のそれぞれの権利や責務を明確にした自治基本条例に基づき、多様な市民参画によるまちづくりの一層の推進を図ります。
- 市民参加のまちづくりを推進するためには、行政と市民との情報共有は不可欠であるため、しそうチャンネルやしーたん通信、広報誌やホームページの更なる活用を進め、市民活動や施策過程での行政情報をわかりやすくお知らせします。
- 市民のまちづくりへの参画意識を高めるため、まちづくりに関する市民意識調査を機会あるごとに実施していくとともに、パブリックコメント制度、市政モニター制度の積極的な活用を図ります。また、まちづくりに関する市民と行政の意見交換の場である行政懇談会の継続的な開催などを通じて、市民意識の把握に努めます。

重点事業

まちづくり支援事業 市政モニター制度事業

しそう元気げんき大作戦 行政懇談会事業 出前講座ふれあいミーティング事業



まちづくり指標

指標名	単位	H21年度 現況値	H23年度 目標値	H25年度 目標値	H27年度 目標値
まちづくり支援事業認定件数	件/年	6	12	12	12
しそう元気げんき大作戦取り組み自治会数	自治会/年	—	78	94	125
市公式ホームページアクセス件数	件/年	352,835	360,000	370,000	380,000
行政懇談会参加者数	人/年	921	1,500	1,750	2,000
出前講座しそうふれあいミーティング参加者数	人/年	740	1,000	1,250	1,500

※平成21年度現況値は、「地区別懇談会」の参加者数

2節

N
P
O、

ボランティア活動の推進

めざすまちの姿

市民生活の様々な分野において、NPOやボランティア活動が展開され、市民の自主的・主体的な活動によるまちづくりをめざします。

現状と課題

市内では、福祉活動や環境美化活動などにおいて、日常的にNPOやボランティア団体が活躍しており、一層その活動の重要性が認識され、活動への参加の機運が高まっています。

また、社会福祉協議会では、ボランティアセンターを設置し、市民の自発的な活動を支援し、ボランティアならではの力が有効活用できるよう、ボランティアを行いたい人とボランティアを受けたい人の調整や、それぞれのボランティア団体をつなぐネットワークづくりの拠点としての取り組みが展開されています。

このように、NPOやボランティア団体が活発な活動を展開していくには、ボランティアセンターの機能・組織の強化とともに、ボランティアリーダーなどの人材育成が必要です。さらに、市民にボランティア活動の内容や重要性を広く周知し、活動に必要な情報提供を積極的に行うことが必要です。

ボランティア登録団体数の推移

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
登録団体数	107	121	119	120	119

*社会福祉協議会資料

まちづくりアンケート調査結果

過去、1年間にNPO・ボランティア活動に市民が参加した割合
平成22年度
25.5%

行政と市民等の役割

行政の果たす役割	市民等に期待される役割
<ul style="list-style-type: none"> ●NPOやボランティア団体の育成及び活動を支援します ●ボランティア活動を通じて、地域のまちづくりを推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●ボランティア活動に自らの持つ知識と経験を活かし、まちづくりに貢献することが期待されます。

取り組みのあらまし（個別施策の展開）

I NPO、ボランティア団体の育成及び支援

- NPO、ボランティア活動の中心的な組織である社会福祉協議会の運営を支援し、各種団体との連携を図り、地域に住む誰もが安心して楽しく生活できるまちづくりを推進します。
- NPOやボランティアリーダーなどの担い手の発掘・育成及び活動への参加のきっかけとなる、入門・養成講座や体験事業などを支援します。
- 青少年や団塊世代が、NPO・ボランティア活動へ参加する機会を増やし、社会に貢献する意識の高揚を図ります。
- 市民の自主的・主体的な活動が展開されるよう、NPOやボランティア活動の内容や重要性を広く周知します。



重点事業

社会福祉協議会補助事業 市町ボランタリー活動支援事業

まちづくり指標

指標名	単位	H21年度現況値	H23年度目標値	H25年度目標値	H27年度目標値
ボランティア入門講座・養成講座参加者数	人/年	122	130	150	150
ボランティア連絡会登録団体数	団体/年	119	120	120	120

3節

多様な地域間交流の推進

めざすまちの姿

近隣市町や国県との連携により、都市住民との交流を始め、多様な地域間交流を推進することにより、地域力の向上、活力あるまちづくりをめざします。

現状と課題

市内南部においては、新規転入者が増加し、核家族化が進み地域のコミュニティが低下しています。一方、市内北部では、若者が都市部や市内南部へ流出し、少子高齢化が加速し自治会運営にも支障を来たすなど地域力が低下しています。

本市には、157自治会のうち限界集落が4集落、準限界集落が24集落あり、その大部分が市内北部に存在し、労働力の低下により遊休農地や荒廃山林が増加しています。将来、自治会を支えている団塊の世代の高齢化が進むことにより地域力の低下が加速することが予想されます。今、行動をしなければまちの活力は失われてしまいます。市民と行政がそれぞれの役割を認識し、新たなまちづくり活動をすることが求められています。

昨今、山間地域の集落との交流を中心に地域の課題解決に向けた提言、活動支援を行うNPO法人や大学などの都市住民が増えています。都市住民と交流することに今まで気がつかなかった地域の課題や資源を発掘し、新たな課題解決に向けた活動を展開できることを期待しています。

本市には、まだまだ埋もれている素晴らしい地域資源がたくさんあります。市民が主体となって、それを発掘・発見し、広く情報発信する取り組みにより、市内及び都市との地域間交流を促進していきます。

一部の地域においては、既に貸し農園、グリーン・ツーリズムなどによる都市住民との交流を実施されていますが、これまで以上に関係団体と連携しながら、市民と行政が連携し課題解決に向けた活動を行うことにより地域の活性力向上を目指します。

3節 多様な地域間交流の推進

行政と市民等の役割

行政の果たす役割	市民等に期待される役割
<ul style="list-style-type: none"> ●市民の交流を促進するため、交流の機会や場の充実に努めます。 ●都市住民と集落の交流インターチェンジを実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●イベントへの参加や地域活動を通じて、様々な地域の人々と積極的に交流しましょう。

取り組みのあらまし（個別施策の展開）

1 市内における地域間交流の促進

- 市民が市内の名所・旧跡をめぐり、宍粟市の良い所や地域資源を発見する「しそう再発見ツアー」を開催し、市内の地域間交流を促進します。

2 都市住民との交流の促進

- 「タウン情報誌」の発行により、宍粟市の観光スポットから隠れた名所・食材・人物を都市住民に紹介することにより、交流人口の拡大を図ります。
- 「小規模集落元気作戦」の展開により、市民・地域が主体となって交流事業を促進していきます。
- 契約栽培、オーナー制度、観光農地やグリーンツーリズムなど体験型交流事業を実施することにより、都市住民との交流機会の拡大を図ります。

重点事業

小規模集落元気作戦事業 しそう再発見ツアー タウン情報誌作成



まちづくり指標

指標名	単位	H21年度 現況値	H23年度 目標値	H25年度 目標値	H27年度 目標値
小規模集落元気作戦実施自治会数	自治会	2	4	6	8
しそう再発見ツアー参加者数	人/年	80	80	80	80
タウン情報誌発行部数	回/年	4	4	4	4
	部/年	2,000	2,000	2,000	2,000

めざすまちの姿

国籍や民族の異なる人々が、互いの考え方や文化、習慣の違いを認め合い、すべての人が自分らしく生き、交流が育まれるまちをめざします。

現状と課題

今日、インターネットに代表される情報通信技術や交通手段の発達により、社会、経済、文化をはじめとするあらゆる分野でグローバル化が進行し、国際化は地域や市民レベルで進展しています。

本市においては、アメリカ合衆国ワシントン州・スクイム市と友好親善姉妹都市提携を結び中学生の相互訪問をはじめ、オーストラリア・アイアンサイド小学校との交流事業を展開しています。

宍粟市国際交流協会やボランティアが主体となったイベント「宍粟国際ふれあいまつり」や手軽に外国籍市民との会話を楽しむ「お茶ットルーム」など、市民交流活動も定期的に開催されています。しかしながら、市民の国際交流に対する関心度の低いことも影響し、市民と外国籍市民との異文化交流はまだまだ少ないのが現状です。今後も、市民だれもが参加できる交流機会を増やし、市民の国際感覚の醸成を図る必要があります。

さらに、外国籍市民にとって、文化や生活習慣の違いや言葉が十分に通じないことによる情報不足・コミュニケーション不足が、日常生活に大きな支障となっています。そこで、宍粟市在住の日本語に慣れない外国籍市民を対象とした日本語教室が市民ボランティアによって開催されるなど、さまざまな支援が行われています。市民として生活するうえで、必要不可欠な情報が的確に伝わるよう、多言語による情報提供を行うとともに、外国籍市民の利便性に配慮した行政サービスの充実に努め、過ごしやすい社会づくりを推進する必要があります。

まちづくりアンケート調査結果

過去1年間に外国の方と交流したこと がある市民の割合	平成22年度 7.0%
-------------------------------	----------------

行政と市民等の役割

行政の果たす役割	市民等に期待される役割
●外国籍市民との交流機会や情報を積極的に提供し、社会参加を進めます。	●外国語や、やさしい日本語での情報提供で、だれもが生活しやすいまちづくりに取り組みましょう。
●外国語教育や国際理解教育を推進し、国際社会に貢献できる人材を育成します。	●宍粟国際ふれあいまつりなど、国際交流や多文化理解を進めるイベントに参加したり、ボランティア活動を通じて、国際化の理解を深めましょう。
●外国籍市民が安心して暮らせる、国際化に対応したまちづくりを推進します。	

取り組みのあらまし（個別施策の展開）

I 国際感覚豊かな人づくりの推進

- 友好親善姉妹都市であるスクイム市との交流活動をさらに充実させるとともに、オーストラリア・アイアンサイド小学校などとの交流事業についても推進します。
- 国際交流協会の体制の充実を図ることにより、市民と外国人との交流機会の拡大を図ります。
- 国際社会で主体的に活動できる人材を育成するため、学校教育や社会教育における外語教育や国際理解教育の充実を図ります。

2 国際化に対応したまちづくりの推進

- 行政・国際交流協会・市民などの役割を明確にします。また、国際交流協会の充実に向けた取り組みを進めます。
- 通訳・翻訳ボランティア制度の充実を図り、生活相談できる体制の整備に努めます。
- 生活に必要な情報パンフレットの多言語化について進めます。

重点事業

宍粟市国際交流協会の支援 通訳・翻訳ボランティア活動の支援
多言語による情報パンフレットの作成 生活相談体制の整備



まちづくり指標

指標名	単位	H21年度 現況値	H23年度 目標値	H25年度 目標値	H27年度 目標値
宍粟市国際交流協会会員数	人/年	34	70	100	130
お茶ツトルーム外国人参加者数	人/年	35	75	105	135
通訳・翻訳ボランティア登録者数	人/年	2	3	5	7

めざすまちの姿

市民が主体的にまちづくりに参画し、行政との協働による市政運営をめざすとともに、厳しい財政状況の中、限られた財源の有効活用に努め行政コストの削減に向けた行財政改革を推進し、より効率的で効果的な行財政運営が行われるまちをめざします。

現状と課題

少子高齢化や情報化の進展、環境問題の深刻化など、社会経済情勢の変化に伴い、複雑・多様化する市民ニーズや時代が要請する行政課題に的確に対応していくためには、地方主権の時代にふさわしい行政主体として、市民の視点に立った行政サービスの向上を図る必要があります。

本市の財政状況は、長期化する景気低迷による税収の減少、借入金の償還が高水準で推移するなど非常に厳しい状況です。また、将来的に合併に伴う財政支援措置が段階的に削減されることも視野に入れておくことが必要です。

一方、少子高齢化社会に対応した地域福祉施策の充実や、地域産業の振興、生活関連社会資本の整備など将来の宍粟市の発展に結びつく施策の展開等に要する経費は、増加することが予想されます。

このような状況の下、行政コストの削減や行政運営の効率化を進めるためには、「宍粟市行政改革大綱 後期推進計画」に示された改革項目に着実に取り組み、公費を投入する行政から成果を求める行政への転換を図るとともに、行政情報の積極的な公開と情報の共有を図るなかで「市民と行政の役割」を明らかにし、「目標」を共有しながら協働によるまちづくりを推進し、より高度な行政サービスを実現することが必要です。



5節 効果的・効率的な行財政運営の推進

まちづくりアンケート調査結果

市民参画と行政運営の分野で「効果的・効率的な行財政運営の推進」を重点施策とした市民の割合 平成22年度 37.3%

行政と市民等の役割

行政の果たす役割	市民等に期待される役割
●改革・改善に取り組み、市民の視点に立った行政サービスの向上に努めます。	●市政運営への積極的な参画と協働を期待します。

取り組みのあらまし（個別施策の展開）

1 行政手法の見直し

- 市民の視点に立った行政サービスの向上を図るため、従来の行政手法や取り組みを検証し、改革・改善の取り組みを推進します。
- 行政評価により事業の有効性を評価する中で、P D C Aサイクルによる継続的な見直しを行います。
- 職員の政策形成と事務事業の改善意識を向上させるため、職員提案制度の充実を図ります。
- 公共施設の効率的な運営について、各公共施設の必要性を検証するとともに、民間への業務委託や指定管理者制度などの推進を図ります。

2 組織・機構の改革と人材の育成

- 組織・機構については、職員数が減少する中、多様化する行政課題に迅速に対応できる柔軟な組織づくりを進めます。
- 「職員数も含めた改善計画」に基づき職員数の適正化を推進します。

- 職員の意識改革については、政策形成とマネージメント能力をもった職員の育成を進めます。また、職務遂行能力などを評価する人事考課制度を確立します。
- 定時退庁日の徹底を図るとともに、事務の効率化を進めることにより時間外勤務の縮減に努めます。
- 市役所窓口は、多くの市民が訪れる「市役所の顔」です。職員間の連携を一層強化し、迅速かつ正確で、きめ細やかな応対に心がけ、市民サービスの向上に努めます。

3 健全な財政運営の確保

- 安定した自主財源の確保に向け、市税や公共料金などの未収金対策を全庁的な組織である「宍粟市滞納整理検討会議」で推進するとともに、未納者に対する行政サービスの制限についても引き続き検討します。また、使用料や手数料については受益者負担の適正化を図ります。
- 中長期的な展望に立った財政見通しを行い、予算を効率的に配分するとともに、限られた財源の中、選択と集中により事業を展開します。また、広報誌・ホームページなどで市民に財政状況をわかりやすく公表します。
- 会計業務については、正確かつ迅速さ、さらには透明性が求められることから、適正で確実な出納事務を執行します。また、安全で適切な公金管理に併せ、効果・効率的な予算執行に努めます。
- 公共工事については、公共工事工法等調整会議・技術者研修会を通じ、工事の手戻り防止、環境配慮、コストの縮減に対する職員意識の徹底に努めます。

重点事業

職員定数の適正化の推進 公の施設の検証と指定管理者制度の推進 市税等収納率向上対策の推進



まちづくり指標

指標名	単位	H21年度 現況値	H23年度 目標値	H25年度 目標値	H27年度 目標値
財政調整基金残高	億円	16	23	30	47
実質公債費比率（3カ年平均）	%	19.6	20.5	19.0	17.0
経常収支比率	%	95.5	94.7	95.6	92.4

*財政調整基金とは、年度間の財源を調整したり、急激な税の落ち込みや災害などに備えるためのお金です。

*実質公債費比率とは、自治体が借金返済にあてている金額の収入に対する割合を表す指標。この比率を下げることが、将来の財政負担の軽減につながります。

*経常収支比率とは、財政構造の弾力性を表す指標で、この比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることとなります。